

平成21年第1回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成21年3月11日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	井原正光君
総務課	長	福田茂君
企画財政課	長	秋山幸男君
広域行政推進室	長	木村克美君
税務課	長	矢口功君
町民生活課	長	高野光司君
健康福祉課	長	師岡昌巳君
経済課	長	石井博美君
都市建設課	長	飯田修君
会計課	長	蓮沼均君
教育	長	伊藤孝生君
教育委員会事務局	長	鬼沢俊一君
水道課	長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局	長	吉浜昇一
書	記	蛭原一博
書	記	坂本隆雄

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成21年3月11日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第30号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第6号)

日程第3 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第30号

日程第3 休会の件

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

これから議事日程に入ります。

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。
通告順に質問を許します。

6番通告者、6番高橋一男君。

[6番高橋一男君登壇]

6番(高橋一男君) おはようございます。6番通告、6番高橋一男です。私は、今回3点、質問させていただきます。

まず、1点目は、通学路の整備についてでございますが、この問題は、たびたびよその議員さんも質問しておりますが、私も何度か、この問題については質問をしておりますので、今回は私3回目になるかと思えます。2点目につきましては、惣新田地区の共有地に対する進捗についてでございます。この問題は、ちょっと2年から3年おくれてしまったんですが、今現在、進行中ということもお聞きしております。そして、3点目でございますが、井原町長の去就についてでございますが、この点につきましては、きのう、おとこの佐々木議員の質問の中で、町長の答弁としては出馬するような発言があったということで、きのうの読売新聞等々で出ておりましたけれども、私は、もうちょっと具体的に、きちっと力強い出馬というものを答弁していただきたいなということで、この点について

は再度質問いたしますので、改めて町長に出馬という決意を述べていただきたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、通学路の整備についてでございます。

昨年4月に、これまで5校ありました小学校が、東文間小学校と文間小学校が統合され、太子堂小学校と布川小学校が、それぞれ統合されました。そして、新たにスタートして1年になります。それにより統合された各学校の児童数もふえたことから、通学路の安全対策につきましては強化を図ってきたことと思っております。しかし、まだまだ児童生徒が安心して通学できるとは、私は思っておりません。特に布川小学校の児童数が大幅にふえたことで、新たに町道2273号線が通学路として指定されたわけでございます。現在は、豊田新利根土地改良区の用排水三面側溝事業が行われているために、1月の8日から3月の10日までの予定で全面通行どめとなっているところでございます。そこで、通学路の整備につきまして、布川小学校の通学路の指定に町道2273号線の拡幅工事につきましては、前回の答弁では、地籍調査が行われていないため境界確認が難しいということから、いろいろ、今後検討するという答弁をされたかと思えます。この件につきましては、前回は、12月の定例議会で若泉議員も、これに関連した質問をされております。やはり児童生徒の安全性を考えると一日も早い整備が必要であると、このように認識しております。この件につきまして、町としては町道2273号線の通学路整備を進めていく考えがあるのかどうか、今後、お尋ねいたしたいと思えます。

また、県道11号線、つまりヤオコー信号手前の歩道の拡幅工事につきましては、全くとまっている状況だと、私は、そう思っていたんですけども、これは相続問題が原因で整備がおくれていると、このように伺っております。その後、県の土木事務所の方へは、町としてはどのような働きかけを行ってきたのか、その進捗状況をお尋ねいたします。

2点目につきまして、惣新田地区共有地の進捗についてでございます。

惣新田地区共有地問題につきましては、平成18年6月の議会に惣新田地区共有地返還に関する請願書が提出されました。採決の結果は否決になりましたが、しかし、請願書には当時の紹介議員として8名が署名捺印しているところでございます。私は、この共有地返還に関する請願書につきましては、当初から一貫して反対の立場をとってきた。なぜならば、35年もの前の、いろいろ事情があったにせよ、みずから利根町へ寄附されたことが、今になって利根町に対し、一度寄附された土地の返還を求めるということは、当然、法的にも無理があるし自分勝手な話ではないかと、このように思うわけでございます。また、当時、請願書に紹介議員となった方々の中に、当時の経緯や内容を、どこまで把握して、どこまで調査をして、紹介議員として署名をしたのか、私には疑問であります。

また、私は、この問題で、請願提出の代表者宅、あるいは地区の役員、その当時の役員や年配の方々に、何度も聞き取り調査を行ってきたわけですが、このことから、私に対し請願書提出を妨害したなどとして誹謗中傷や、あげくの果てには、政治倫理条例

に違反しているとのことで、政治倫理審査会にまでかけられるなど、私にとっては名誉を著しく傷つけられたこと、これが大きな問題となりました。

しかし、今になってみれば、あの共有地返還に関する請願書は一体何だったのか、あの騒動は一体何だったのか、単なる地元住民をあおっただけの返還に関する請願書ではなかったか、どういう意味があったのか、結果として約3年近くこの問題がおくれてしまったことは事実である。そこで、次の点をお伺いいたします。

1点目、惣新田2008番地の共有地の相続手続や契約状況について、現在どういう状況になっているかお伺いいたします。

2点目、惣新田2049番地の、これは50分の46の町有地分です。これの売買契約状況、これはどこまで進んでいるのか、その辺も、お伺いしたいと思います。

それから、3点目でございますが、井原町長の去就についてでございますけれども、これは出馬表明ということに、新聞の報道に載っておりますけれども、もう一度、改めて私が質問しますので、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

平成17年7月に、合併問題から前町長のリコール選挙により井原町長が誕生いたしました。利根町住民の大半は、龍ヶ崎との合併に期待や望みを託したことも事実であります。なぜなら、井原町長は利根町住民に対し公約を掲げた。それは、龍ヶ崎との合併に対し平成19年度から新市でスタートする、合併の成否に関係なく2年で辞職すると、住民に約束されました。しかし、いまだに公約を無視してきたと。本来ならば住民に説明責任を果たすべきではあるが、何の責任もとっておらず、もうすぐ4年になろうとしているわけでございます。そこで、次の点をお伺いいたします。

ことし7月で任期満了に伴い、町長選挙が行われるわけです。今のところでは、町長選挙に立候補すると思われる方々の名前が、数人出ていることも聞いております。井原町長の去就については、新聞報道では出馬表明となっておりますが、改めて、その件についてお伺いいたします。

また、町長が掲げた合併公約に対し公約不履行で、町長は、これまで責任をとってこなかった。住民に、どのような説明をする考えかお尋ねいたします。

以上です。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。それでは、高橋議員の質問に答弁をいたします。

まず、第1点目の通学路の整備についてでございますが、四季の丘団地2丁目から布川小学校までの町道2273号線、これは現道幅員が狭いということで、拡幅の必要があるのではないかとというようなご指摘、再三されておるわけでございます。この件につきましては、

平成21年度に現地調査をする考えであります。この地域は、議員ご指摘のとおり地籍調査が行われておりませんので、道路の境界確認が難しいというようなことから、来年度は、まず、民地との道路境界を確認するために、測量委託といたしまして21年度予算の中で350万円を予算に計上いたしました。地権者のご理解をいただきながら、順次作業を進めていきたいというふうに考えております。この境界が確定できた場合には、用地買収も必要になってくるのではないかとというふうに思われますので、改良費等の予算措置をして事業化をしていくという考えを今、持っております。

また、県道11号線、取手東線ですけれども、この一部の歩道の拡幅工事につきましては、昨年12月議会でも質問がありまして、答弁をしたところでございますが、相続問題が原因でおくれているということを申し上げたかと思えます。竜ヶ崎土木事務所からは、本年3月ごろまでに何とか解決したいということを伺っておりましたけれども、まだ解決するには至っておりません。現在、土木事務所が関係者と接触を続けていると伺っておりますので、もう少し時間を要するのかなというふうに思っておりますのでございます。

次に、2番目の惣新田地区共有地の進捗についてでございますが、これは県道美浦栄線バイパスに係る用地買収の進捗状況かと思えますが、この惣新田地区共有地の進捗状況でございますが、一部に町有地があるわけでございますが、惣新田2008番地につきましては50名の共有地となっております。現在41名の方と契約をいただいたということをお聞きしております。また、惣新田2049番地の共有地の売買契約状況でございますが、これは、惣新田2008番地の相続等の手続が済み、買収契約などの見通しが立った時点で、茨城県から売買契約などの話があるというふうに聞いております。現時点では、売買契約についての進捗はありません。

次に、3点目の私に対する去就の件でございますが、さきの選挙で、私は、合併も公約に入れましたし、まず第1には、財政破綻をいかに解決するかということを第一に挙げております。そのほか、水道の統合とか、いろいろな話をさせていただいたわけでございます。そういった中で、平成19年度までもたないと言われた財政を今、持ちこたえているところでございます。これが赤字になったら、破綻したら、到底、合併の話もできなかったというふうに思っております。それを短時間で回避しつつ、龍ヶ崎市との合併の話を進めてきたわけでございます。この財政破綻の回避というのは、私は、大きな成果じゃないかなというふうに思っておりますのでございます。

さらに、将来へとつなげるための都市マスの作業なども終えまして、大臣同意を得て用途変更いたしましたので、幅広い土地利用が、利活用ができるように、今現在、進めているところでございます。また、企業立地促進を図るために、基本計画が国の同意が得られるように、今現在、努力をしている最中でございます。これらの手続、計画は、町の自主財源の確保に向けてのものでございまして、その先には合併ということが考えられるのではないかとというふうに考えておるところでございます。これまでの市長との話の中でも、2市

1町の枠組みは変えないということをお願いしていただいておりますし、今お互いに財政の健全化に向けて努力しようよと、合併協議会が廃止された中で市民への合併への情勢には、ちょっと時間を要するなど、いろいろとお話を伺っているところでございますので、私は、この合併に至るまで町財政を破綻しないように、いろいろと計画を練って、今、実行をしているところでございます。

今年7月に選挙が行われるわけですが、そのときは、はっきりすると思えますけれども、いろいろ、町民の皆様方にも、これまでに話してきましたし、町民の皆様方は、今までのその経過というものをよく事情を理解してくれているというふうに私は思っております。議員も、新聞なんかを見ますと出馬要請をされているというような記事も、私も目にいたしました。町民の審判をお互いに受けていきたいなというふうに考えております。今後も、皆様方とともに町政に邁進していくというふうな覚悟で今、心構えを持っているところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君。

6番（高橋一男君） いろいろな答弁をいただいた中では、まず、1点目の通学路の整備でございますが、今の町長の答弁を聞きますと、350万円の予算というものを具体的に出していただいて、用地買収の絡みもある、あるいは、地籍調査が済んでいないという場所だけに境界そのものがなかなかはっきりしないと、これは私も存じております。しかし、この場所に、私、実際に耕作している田んぼが1枚ございまして、通学路に指定したときに、防犯灯などをポール3塔立てたところが私の耕作している田んぼなんですけれども、地籍調査していないからといって境界がはっきりしていないと。境界ははっきりしているんです、境界そのものは。ですから、現況と公図と照らし合わせて決定すればいいことであって、別に地籍調査していないから、その土地の位置がわからないなんていうことはあり得ないのです。

私から言わせれば、私がつくっている田んぼが必要とあれば、私は全面的協力します、この件に関しては。何メートルでも、セットバックしろと言え、その道路に関しては私は全面的に協力します。それと、現地見てもらえればわかると思いますが、私の土地がバックすることによって、その先の学校側が水路になっているんです。水路の部分まで私の土地が下がることによって、そこにU字溝を入れると、かなりあの部分は、ほとんど広く使うことも可能なんです。例えば隣の土地を買収しなくても、簡単なんです。それほど費用はかからないでできると思います、そういうやり方すれば。ですから、私は、いつでも、その心は持っておりますので、きょう、このように具体的に進めていただくというお話がありましたので、私は、自分の土地ばかりではなく隣の地権者にも、全面的に私からも協力をお願いするような方向性は、私は、とっていくつもりでおります、この件に関しては。ですから、この辺は早急に安全性を確保するために、ぜひとも予算を組んでやっ

ていただきたいなど、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、県道11号線、この部分に関しては、確かに相続問題は今現在8名の相続権利者ですか、8名の権利人がいるということも、ちょっと聞いておまして、その中で、8名の中の大部分が権利放棄すると。担当課、ちょっと、その辺どこまで承知しているのかわかりませんが、8名の中で大部分の人が権利を放棄するという話があるということ、課長さん、聞いているかどうか、その辺も、ちょっと聞きたいなと思います。

それで、私も、県の土木事務所の方へも伺って、この件に関して、ちょっと聞いたんですが、とりあえずブロックとフェンス、あの部分が、フェンス見てもらえばわかりますけれども、かなりぶつかって傷がついているんです。ですから、県の方に私が言ったのは、とりあえず、その相続権利者が8人いると、その中でほとんどが放棄するという話があるんですが、仮に2人か3人、土地ほしいという方には、その辺の人に同意をいただいて、とりあえず、フェンスとブロックだけ壊すように言ってくれと、同意をいただいちゃって。そうすれば、当面は、そこをとれば車庫が残っていても、かなり広く使えるんです。ですから、それを早急に相続人の方々に同意をいただいて、取り壊すことは可能なのかということをお尋ねしました。そうしたところ、それは可能ですよと。同意をいただければ可能ですよということをお話受けたので、町の方としても、これまで、あの問題に関して、どこまで、何度ぐらい、県の方へ働きかけをしてきたのか。その辺も、ちょっと、もし担当課わかりましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点、これは県道11号線なんですけど、ニュータウン前に昔の関新開発の生コン工場ありますよね。あのところなんですけど、ニュータウン前の県道の擁壁、あそこ、危険を伴うところ3カ所なんですけど、あそこに赤いポールが3カ所立っているんです。その場所が10センチぐらい歩道部分が地盤沈下して、擁壁がはみ出して崩れそうになっているんです。これを、地元、いろいろな人から、何とかならないのかと、これは県の方の担当なのか、それとも、土地改良区なのかということ、ちょっと聞かれたもんで、多分、私から見ると、これは県道の部類に入るのかなということ、その辺の現場の状況に対する認識はあったのかどうか、課長に答弁お願いしたいと思います。

それから、2点目につきまして、これは確かに二、三年おくれてしまったと、町長は、おくれた原因どこにあると思いますか。その原因を町長に、ちょっとお聞きしたい、なぜおくれたのか。

それから、これは町の町有地と惣新田の組合の土地と、若干単価が違うんじゃないかなということで、その両方の平米当たりの単価、もしこれがわかれば、担当課の方からお願いしたいと。

それから、もう1点、町長自身も、この50分の1の1人であると。そこで、町長自身は、その書類を作成して契約をお済みなのか、それとも済んでいないのか。もし、お済みだったら、いつごろそういう書類を提出したのか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目ですけれども、確かに出馬表明ということで間違いはないんですが、今後、改めて、この出馬に対する記者会見なんかやる予定はあるんですか、ないんですか。その辺も、ちょっと聞かせていただければありがたいなと。

それと、町長の新たな公約として幾つか出ておりますよね。その公約の中身、新聞報道にも載っていましたが、一つは、自主財源の確保、これは旧利根中跡地の問題とか、そういうものもあるし、あとは合併問題と、それに農業振興に関して、大まかに大きく分けると三つぐらいあるのかなと。新たに出馬に対しての公約と、私は、そう見ていますけれども、公約は、これは結構ですよ。しかし、井原町長、あなた、立派に公約したことが4年前にありましたよね。その公約をすら守らないで、もう一度、住民に、私はこういう公約をしますよというふうに訴えるんですか。やはり責任とってちゃんと公約を守った上で、次は、こういう公約をしたいと言うんならわかります。2年で辞職すると言ったものが、全く町民に何の説明もせずに約4年きているわけです。

まず、新しい公約を言う前に、どうして2年間で辞職するという公約を守らなかったのか、守れなかったのか。住民は、なぜやめないんだという声があるんです、あの人は2年でやめるはずじゃなかったのと。そういうことが、住民からの声があるということは、町長自身、責任不足なんです、説明責任の。それをきちんと説明した上で、それで、今度の7月の選挙には、私は、こういう公約をしたいと、必ず実行しますと、強い決意を持って、それで利根町の住民が、この人なら今度やってくれるだろうというものを訴えないと、何だ、まただまされるんじゃないか、いい加減な公約だと、守れない人が、なぜ公約出すんだと、そう思っている人いっぱいいますよ。まず、きちんとこれまでのことを整理をして、謝罪するものは謝罪する、説明するものはきちんと説明をした上で、その上で、私は今後、利根町はこうしたいんだと、皆さんの協力を仰ぎたいということをはっきりと述べて、それで町民も、これならこの人はやってくれるだろうという期待をするわけですから、まず、そこが出発点じゃないですか。

4年間のこれまでの実績も、私は、それなりに評価しています。ただ一番大事な、あなたは井原町長として選ばれたんじゃないということ、合併をしてくれる人だと思って選んだ人ですから、町民は、あの当時は、6,900何ぼかしの票でしょう。その人は、この人は合併してくれるかなということで選んだんですから、それが果たせなかったということに対してのきちっとした説明、そして、2年で辞職しますと言ったことに対する説明責任というものは、これは絶対にあると、私は、何度も、何度も、もう2年前から言っています、これ。何ら具体的な話ないんです、住民に。その辺をもう一度、もしここできちっと話をできるんだしたら、説明していただきたい、このように思います。

2回目、終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えをいたします。

まず、通学道路の整備についてでございますが、議員が耕作している土地もあるというようなことで、協力していただけるという大変力強いお言葉をいただいたわけでございますけれども、やはり境界がはっきりしないと、これは先へ進めません。それで、境界というのは2人だけの境界というわけにはいかないんです、これは。ですから、その辺は、やはり議員もよくご存じだと思うんですけれども、起点といいますか、拠点といいますか、どこからそこをはかるのか、それをやはり決めないと。ただ2人だけの話し合いで、ここでいいよねと、そういうわけにはいかないんです。その近隣に及ぼす影響と、これはありますから、ですから、これはやはり地籍調査ということで、はっきりとした図面をつくった中で進めさせていただくというようなことでございます。

それから、細かい点については、8名の相続云々については、ちょっとわかりませんので、担当課長、お願いします。

それから、惣新田の件で私が50分の1の1人だというようなことで、契約はどのようのという話もございましたけれども、日にちは忘れましてけれども、もう書類は、私、提出してありますので。これ、課長、いつごろなんでしっけか、私の。ちょっと、それを知っていれば、たしか私は一番早いかなと思うんで、ちょっと話してください。

それから、合併の件についてなんでございますが、質問は、私の出るか出ないかというような質問でございます。通告に従った中で、私は、出させていただきますということだけ、お答え申し上げます。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 私の方から、今、町長が申し上げました、ちょっと1点につきまして補足して、最初に、お答えをしたいと思います。

町道2273号線ですけれども、先ほど高橋議員が、公図等を照らし合わせれば現地確認は容易なんじゃないかというご指摘ありましたけれども、あそこの地域の公図につきましては、2273号線を境にしまして字が分かれていまして、公図が別々に作成されています。これは昭和27年に作成された公図ですけれども、それで、両方に2273号線の幅員が明示されているんですけれども、それに、今現在、認定としては3メートル道路として、町では認定していますけれども、公図上の幅員が字の公図ごとに、ちょっと幅員が違っているんです。その確認が、ちょっと難しいということで、現地調査をしないと難しいなという判断で今回、21年度の予算に、先ほど町長が申し上げました350万円の予算を組ませていただいて、現地調査をしていきたいというふうなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、ヤオコー前の県道11号線の一部歩道の件ですけれども、8名の相続者がいるということで、私も承知はしております。先ほど高橋議員がおっしゃりました放棄しても

いいんだよと、相続権者の中で。その話は私も聞いていますけれども、相続権者全員ではございません。県の方、全員、まだ接触終わっているわけではございませんで、一部に、私はそんなに直接関係ないんで要らないよ、好きにしてくださいよと言う方もいたというのは伺っております。その中で、高橋議員が、工事を先行して、承諾を得れば、壊して歩道を整備するというのは可能かと、県に伺った経緯があるということですがけれども、私どもの方でも、県と、その話につきましては相談させていただきました。実質、最終的には、承諾を得ただけで、今の地代というか、取り壊すにも経費がかかるわけですがけれども、その経費の問題、県で取り壊した場合には、個人に経費が行かないんです。補助は地代のみという形になってきますので、その辺の権利関係は、ちょっと難しいですねというような、私、県の用地課長とお話したときには、ちょっと難しいところもありますよと。実際、一番いい方法としては、相続権者の放棄にしるなんにしる、相続が一番いいんですよと。とりあえず今、今週、また地権者と接触するという話を伺っていますので、その成り行きをちょっと見ていかなければというふうな話し合いをしているところでございます。ですから、先行して、ちょっと相続する前に取り壊して整備するというのは、ちょっと難しいというふうに町では判断しております。

それから、この近くの県道11号線、利根ニュータウンの南側の水路との間ですがけれども、過去に2度ほど、県の方で整備をしていただいております。これは、また、水路との関係もあるんでしょうけれども、私は承知してまして、引き続き、県道11号線につきましては、浄化センター周辺入り口の地盤沈下、それから、福木前の歩道の傾斜、それ等も含めまして、お願いはしてきております。今回、福木前の道路の整備も計画されてきているようですので、引き続き、ニュータウン前につきましても打診していきたいというふうに考えております。

それから、県道美浦栄線バイパスですがけれども、初めに、50名の地権者の中に町長個人名で井原正光さんが入っているわけですがけれども、先ほど町長が申しあげました50名のうちの41名の契約の中で、一番最初に、井原正光さんとの契約、今年の8月だったと思いませんけれども、完了してございます。

それと、この用地の買収費ですがけれども、単価は違うのかということですがけれども、詳細の平米単価は今、手元で把握しておりませんがけれども、地目によって金額に差があるのは事実です。田んぼと畑では単価が違いますし、道路づきの土地の場合は、また単価が変わってくるということで、単価が違うというのは承知してまして、2008番地と2049番地、田んぼと、取り扱いが畑地になっているんです。ですから、単価は違っているかと思えます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君。

6番（高橋一男君） 最後になります。

1点目の通学路整備ですけれども、これはこれから検討していただいて、私も全面的に協力いたしますので、ぜひとも一日も早い整備をお願いしたいということをお願いいたします。

それから、2点目でございますが、これは私なりに調べた中ですが、これは2008と2049、この2049に関しましては、平米当たり9,260円という値段になっております。これは2008ですね。それで、惣新田の土地の50名に関しては1件当たり23万円と、町長もご存じだと思いますが、そうでしょうか。わからないですか。一律23万円ということで、先ほどの町長の答弁ですと41名が登記済みということらしいですけれども、そうしますと、これは登記済んだものから順に23万円ずつ組合の方へ入金になるということで、恐らく、現在では組合の方へは900万何がしというものが入っているかと、そのように私は聞いております。そこで、町の方に入るお金50分の46分、これに関しては約1,800万くらい入るのかなと、ざあっと見ても。そうすると、2年前、2年半、3年前に土地の返還を求めて裁判までやろうという問題が上がったほどですから、当然、この1,800万円が入る町の金、もともとは惣新田の土地ですから、惣新田の地元住民の方々が、何らかの形で町の方から還元してくれないかというお話があったのか。それとも、町の方で、そういう考えがあるのか、ないのか。その辺、町長に、お願いしたいと思います、答弁。

それから、3点目の出馬については、本気でやるというような姿勢のようではありますが、やはり利根町の住民を裏切らないように、うそをつかないように、誠実に、利根町住民が望み期待をかけられるようなビジョンを示して、今後、選挙期間中に、いろいろ訴えていくでしょうから、その中で、やっぱり町住民の方が、本当に、この人は大丈夫だというような、そのビジョンを出して戦っていければなというふうに思いますので、その点だけ、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答えいたします。

町有地の件といいますか、2008番地の件につきましては、私どもの方へ、町の方へは何ら地元からのお話はございません。

それから、私の出馬に対するいろいろな方向性といいますか、そういうのが今おっしゃられておりますけれども、やはり第3次振興計画を策定してございますので、それが20年から24年度までの方向性を示してありますので、その実現に向けて努力してまいりたいというようなことでございます。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時57分開議

議長（岩佐康三君） 引き続き会議を再開いたします。
企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

先ほど2049番地の件につきましては、今後、県の方との売買契約のお話がこれからあるということですので、それを財源としたような事業については、現在、考えておりません。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時10分からといたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告者、3番西村重之君。

〔3番西村重之君登壇〕

3番（西村重之君） 皆さん、こんにちは。7番通告、3番西村重之でございます。通告順に従いまして、今回は、町長と担当課長に、4点について質問させていただきます。ただし、一昨日、若泉議員、五十嵐議員の質問と一部重複するところもあります。ひとつ、よろしく申し上げます。

それでは、1点目の旧利根中学校跡地等の用途地域変更の結果と今後の利活用についてお伺いします。

財政難及び少子化の影響を受け、児童の減少によって旧利根中学校と新館中学校を統合し、平成19年4月から新利根中学校として新しくスタートし2年を経過しようとしています。また、この間においては、電気代、施設保険料等の経費負担や校庭等の清掃作業が行われておりますが、環境面においてみすばらしい状況に置かれています。その後の旧利根中学校等の利活用が滞り現在に至っております。旧利根中学校等の跡地の利活用について、町長は、本年3月をめどとした用途地域変更手続を実施し、結果判明後、速やかにインターネットやホームページで企業に誘致の発信を行っていくとの答弁が何度も出されております。町長は新年度のあいさつで、本年は、用途地域を見直し高度利用を図って、旧利根中学校跡地を初めとする町有地の有効活用と自主財源の確保に努めると言われています。そこで、用途地域変更手続の結果と財源確保も含めた利活用について、どのように考え検討されているのか、また、平成21年度予算に反映していくのか具体的に答弁お願いします。

次に、2点目の利根町洪水ハザードマップの整備、作成内容及び公表時期についてお伺いします。

河川のはんらんで浸水するおそれのある範囲等を示す洪水ハザードマップを法律で、作成、公表が義務づけられた現在、全国で1,235市町村のうち31%で整備されていないことが判明しました。都道府県別で見ますと作成済みの自治体数の比率も、鹿児島県の100%に対し最低の神奈川県は27%と地域差が3倍以上になっています。茨城県は、浸水指定のない牛久市、桜川市を除く42市町村が、作成義務をつけられています。そのうち、23市町村が作成済みで56%となっています。利根川、小貝川が関係する利根町はどうなっているかといいますと、本年度内に作成リストに入っています。どこまで進んでいるのか、整備、作成内容及び公表時期について、また、住民への周知方法についてお伺いします。

3点目に、ごみの焼却も埋め立てもしないゼロウエーストを目指し、取り組む考えについてお伺いします。

昨年12月、利根町廃棄物減量等推進審議会により答申が出され、ごみ処理基本計画が策定され、各施策における実施計画を策定して実施していくとなっています。現在の利根町は、生ごみを含め可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源ごみと、多項目に分別し実施されていますが、生ごみを含む可燃物は、平成11年度から龍ヶ崎地方塵芥処理施設を利用し処理しています。施設の建設負担金、旧城取跡地処理費、ごみ焼却等で毎年多額の費用が生じ、また、埋め立てスペースも、あと数年で満杯になる見通しです。ごみの減量化を進め埋立地の延命を図るか、新たな処理施設を設けていかなければなりません。いずれにしても、費用がかかります。そこで、住民の皆様のご協力が大事になりますが、ごみをゼロにするのは非現実的と思われるかもしれませんが、ごみの再資源化を進め、仮に平成25年度までに、ごみの焼却、埋め立てをしない町を目指す考えがあるのかお伺いします。

次に、4点目に入ります。食料品等製造企業に農業参入を呼びかける考えについてお伺いします。

利根町は、水と緑の豊かな人情細やかな町、自立を目指すまちづくりというキャッチフレーズが現在もあると思います。利根町は、減反や後継者不足による休耕田は年々ふえる傾向にあると思います。国の農業は、食の安全や食糧受給率が問題になる一方、後継者不足などから衰退のまま危機に直面している各自治体は、遊休農地、休耕田の積極的な活用がねらいで、食料品製造企業等に農業参入の呼びかけが始まっております。そこで、利根町において、自立していくためにも、また、歳入増を考えることが第1条件だと思います。町と農業者が一体となり、食料品製造企業等の参入を呼びかけるか、誘致する考えがあるのかお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。内容のある答弁、よろしくお願ひします。

議長（岩佐康三君） 西村重之君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 西村議員の質問に答弁をしたいと思います。

まず、旧利根中学校跡地の用途変更につきましては、以前にも申し上げましたけれども、本町は首都圏整備法による近郊整備地帯に指定されておりますことから、町単独で都市計画を決定することはできません。茨城県知事が県都市計画審議会の審議を得て、国土交通大臣の同意を得て、初めて、決定となります。ご質問の用途地域の変更手続については、まだ決定までには至っておりません。用途地域変更の前提となる都市計画マスタープランの見直し作業を終え、それをもとに、現在、県と継続協議中でございます。また、今回の補正予算の中でも、用途地域変更業務の繰り越しを提出させていただいたところでございます。この手続には、用途地域変更の都市計画素案をもとに、関係機関である県との協議、国との下協議を行い、地元説明会、県による公聴会等で、さらに協議を重ね原案を作成、国との事前協議に入っていくということでございます。その後、案の公告、縦覧、県都市計画審議会を経て国土交通大臣同意を得て、初めて、県知事により決定されることとなります。このような現在の現状であります。一刻も早く用途地域を変更できるように、今後も引き続き努力していきたいと考えております。

また、旧利根中学校の跡地の利活用につきましては、議員ご指摘のとおり、以前から申し上げていたとおり、用途地域変更の見直しが立った時点で、企業誘致のための情報の発信をいたしまして進めていきたいと考えております。

それと、昨年10月から、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成、及び活性化に関する法律に基づく基本計画づくりに取り組んでまいりました。この取り組みは、つくばみらい市、取手市と本町が連携いたしまして、この2市1町の地域を茨城県南部地域とし、この3市町のほかに、茨城県、地元企業等が構成員となった地域産業活性化協議会を結成して、この協議会において企業立地促進法の国の基本方針に基づいた計画案策定の審議を重ねてきたものでございます。この基本計画案につきましては、今年に入ってから2月19日に開催されました協議会で合意が得られ、今後、経済産業省との協議が済み次第、この3月中に国の同意をいただけることになっております。

また、企業誘致につきましては、今議会に利根町課設置条例の一部改正を提案して、可決していただきましたように、企業誘致に対して積極的に今後活動していきたい、行動を起こしていきたいというふうに考えての改正案でございました。この推進経費というようなことでございますが、今年度の予算の企画費の企業誘致推進事業として若干計上しております。

次に、2番目の利根町洪水ハザードマップの整備、作成内容及び公表時期について答弁をいたします。

まず、現在の進捗状況ですが、ハザードマップの原案につきましては、茨城県河川課並びに国土交通省利根川下流事務所の検査を受けまして修正を加えた後、最終的に承認をいただきました。現在は、印刷製本の段階にございます。

このハザードマップは、利根川、小貝川が大雨によってはらんした場合、避難に役立つ

つよう作成するものでございます。浸水の範囲は国土交通省が発表したもので、利根川、小貝川において、200年に一度程度起きる大雨で3日間に318ミリの雨が流域に降った場合を想定したもので、昭和22年のカスリーン台風と同程度を想定しております。この大雨によって利根町で予想される浸水区域は、羽根野、早尾、もえぎ野台の台地と、押戸、大房、立木の台地、また、布川の台地を除いた広範囲の区域で浸水が予想されます。洪水ハザードマップには、浸水の予想、避難場所、災害情報の伝達経路及び方法を表記いたしました。お住まいの地区の危険度をご確認いただきまして、災害時には迅速に避難できるように、普段から心がけていただければ幸いです。

公表時期と住民への周知方法についてでございますが、3月末までに全戸配布いたします。また、今月の19日には、各行政区の区長並びに自主防災担当者による自主防災担当者会議を開き、各地区の防災対策について話し合う中で、洪水ハザードマップについても説明する予定であります。

次に、3番目のごみゼロを目指した取り組みについてのご質問でございますが、現在、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の最終処分場の埋め立て率は約3割で、このまま何も対策を講じなければ、近い将来、最終処分場も満杯となり新たな施設が必要となります。ごみゼロという考え方は、理想的な循環型社会を目指す上で必要だと思っております。しかし、現実には、どこまでできるか。議員ご指摘のとおり、町民の皆様方の生活スタイルを変える理解、また、協力が何よりも一番必要ではないかと思われまので、なかなか難しい問題だというふうに認識しております。

ごみ処理基本計画は3Rの推進を明記し、優先順位といたしまして、ごみを出さないことを一番重要としています。つまり、町民一人一人が、ごみになるものを極力買わないといえますか、ごみゼロを目指すのであれば、全く買わないということから始まることかと思いますが、全く買わないということは、ちょっと無理だというふうに思っておりますので、極力買わないことといったライフスタイルの構築から始まるものと考えております。

一般廃棄物手数料の見直しも、そのための施策の一つであると考えております。それでも出してしまうごみにつきましては、再利用、再生利用となります。現在、再生利用、いわゆるリサイクルといたしまして、新聞紙を含む12品目につきましては、町民の皆様方のご協力を得まして回収をしているところでございます。

また、ごみ処理基本計画にも明記しておりますが、可燃物の3割から4割に含まれていると言われる生ごみにつきましては、剪定枝も含めて、堆肥化など、システム化づくりが必要と思っております。平成22年度までには、ごみゼロとまではいきませんが、少しは理想的な循環型社会へ近づきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、食料品製造企業に農業参入を呼びかける考えについてであります。現在、我が国における農業の現状は、少子高齢化等により農業後継者が年々少なくなっており、全国的にも、年々、遊休農地がふえている状況にあります。本町の基幹産業である農業におき

まして、2005年には、遊休農地、休耕地等、合わせまして84.5ヘクタールであった面積が、2008年には107.4ヘクタールに増加しております。あわせて、農家数も減少しております。町といたしましても、担い手育成事業等を取り入れ、遊休農地などの増加や農家減少など、防止策をとっておりますが、歯どめにはなっていないのが現状でございます。

平成18年5月に本町におきまして、利根町農業経営基盤強化促進基本構想を改正いたしまして、農業法人でなくても、一般の企業が農業参入できるようになっています。町の活性化の意味で、企業が農業参入していただくことは、町にとっても望ましいことでございます。何社か現地を見にきておりますけれども、多くの企業は野菜畑を望んでおり、当町の遊休農地等は水田が多く企業誘致には向いておりません。本町といたしましては、今後、基盤整備事業の推進や町のホームページ等を活用したPR活動により、企業が参入しやすい体制をしてみたいです。

また、企業誘致につきましては、先ほど申し上げましたように、企業の立地を促進するため、つくばみらい市、取手市と連携をいたしまして地域産業活性化協議会を設立いたしまして、生活関連産業、ものづくり産業、物流産業などの集積や、既存産業の活性化のための基本計画の策定を行っております。この計画は、国の同意をいただくことで、その地域に立地する企業が、さまざまな支援措置が受けられることとなります。今までにも、企業から、まとまった農地がないかとの問い合わせがありました。残念ながら、他の自治体に進出が決まったと聞いております。これは、近年の食の安全の意識の高まりから国産の農産物が見直され、そのことが企業において、自社で使う野菜などを生産するような状況に至っているものであると思っております。

企業の進出のための環境の整備も、企業立地推進法の基本計画により整う予定でございますので、農業の振興だけでなく、雇用機会の確保などにも有効な手段ではないかと考えています。今後、農家の皆さん方のご意見をお聞きしながら、企業誘致の話を進めてまいります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 西村重之君。

3番（西村重之君） それでは、2回目のちょっと質問に入らせていただきます。

初めに、旧利根中学校跡地等の利活用について、先ほども町長からの答弁もありましたけれども、昨年からも、この問題を質問しているわけですがけれども、進んでいる状況ではないかなと、進んでいないなというふうに考えております。跡地の利活用につきましては、本町は本当の自主財源の根幹である徴税の減収、地方交付税の不透明な、歳入確保が難しい状況だと思います。また、歳出は、福祉、教育やごみ処理関係の経費が増大し、財政が厳しい状況下に置かれてきております。あの町有地の利活用については、用途地域変更した後の企業誘致というような形で何度も答弁いただいておりますけれども、一昨日、お話がありました企業3社が申し込みあって、用途が合わないということで撤退されていると

というのは、昨年、あの話があった企業なのか、もしくは、新しく出てきた企業なのか、その辺、ちょっと教えていただきたいなと思います。

また、現在、昨年から続く世界金融不安が実体経済から自治体経済に波及している。大手、中小企業にかかわらず景気減速による企業の収益の悪化等により、経営危機に見舞われ倒産企業が増大する中、近隣の取手市、皆さん、新聞等でご存じだと思いますけれども、法人税依存度脱却というような形で話が出ております。当初、取手市も、平成20年度では法人市民税の減額10億という見込みが、実際には20億になってきて、また、来年度の見通しでは32億の減額という予想もされております。これらの状況の中から、一般市民に理解を求める説明会、いろいろな形で実行されていると思います。これらの問題は、法人市民税が多ければ、それはいい健全化だと思いますけれども、左右されやすい内容、歳入のものじゃないかなというふうに考えております。

また、同じような形で製造業を中心にした1,000社が立地する阿見町においても、相当な法人町民税と申しますか、減額に落ち込んできているというような形の中から、体制立て直していく趣旨のものが報告説明されてきていると思います。たまたま利根町は、法人町民税、予算の中の1%という形で小さいわけですけれども、これらを当てにすることなく、いろいろな形で企業誘致しながらやっていかざるを得ないんじゃないかなと思っております。

また、ことしの21年秋に笠間工業団地に進出が決まっておりましたイオン、これも、現在の経済情勢を加味して進出を撤退したということも出ております。これらは、茨城県にとっても、大きな痛手になるんじゃないかなというふう考えております。

そこで、取手市においても、来年度32億の法人市民税減ということになりまして、財政調整基金を取り崩し、もうこれは完全にゼロになるだろうという見通しもあります。それから、こういう近隣の市町村も、相当厳しい状況下に置かれおりますので、本町としても、いろいろな形で歳入歳出、特に歳入をふやさざるを得ない状況ではないかなというふうに考えております。

そこで、本町の平成21年度の予算からちょっと見ますと、前年度に比べ主な歳入面で、徴税で1億3,000万の減、自動車取得税交付金で1,800万の減、それから、地方消費税交付金で1,000万の減、地方譲与税で1,200万の減、配当割交付金で1,000万の減、さらに、株式等譲渡所得割交付金で100万の減という、マイナスばっかしの予算になっております。これは歳入ですけれども、逆に歳入でふえているのが、地方交付金で7,000万、それから、地方特例交付金で約600万となっています。これらの状況を見れば、ますます厳しい本町の財政状況になっていくんだろうなというふうに考えております。そこで、利根町の財政状況を考えれば、いかに歳入をふやすことが大事であるのか、これ、もう皆さん、ご存じだと思います。そこで、現在の経済状況を考えた場合でも、町長は、町有地の利活用を目的に、本当に新規企業を誘致できると考えているのか。また、地域産業の活性化を目的に

産業用地を検討し、企業の誘致を進めると計画されています。学校跡地等を含む町有地と見ていいのかどうか、再度、お聞きしたいと思います。

また、全国を見回していきますと、廃校や統合によって利用されていない校舎やグラウンドを利用して、農業ビジネスとして活用され始めてきております。それらのところで、本町として検討する考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、2番目の質問ですけれども、利根町洪水ハザードマップ関係については、一昨日、五十嵐議員が災害に強いまちづくりについて質問をされております。また、先ほどの町長の答弁で理解はしておりますけれども、次の点等を、ちょっと確認のためにお伺いしたいと思います。

洪水ハザードマップの作成は、2004年に発生した福島、新潟、福井県で20人が亡くなった豪雨被害を受け、2005年7月の施行の改正水防法という形で義務づけられております。5年間の予定で防災対策のそうした事業の柱の一つとして、浸水想定区域と被害の形態、避難場所、避難時の危険場所、洪水予報、避難情報の伝達方法など、住民に周知することで、国は総合流域防災事業でハザードマップの作成資金補助、これらは、国、県、各市町村で3分の1ずつの負担と定められております。この期間は、来年末までに対象全市町村、全国でいけば1,235市町村あるわけですけれども、完備する目標に対して制作がおくれている自治体、この中には予算上の制約や人の都合、また、大きな洪水がなくてデータ収集が困難、それから、洪水発生危機意識の違い、いろいろな問題があるかと思います。一昨日の説明と先ほどの説明で、本町の状況については理解しております。私も、早尾台としての自主防災会組織、これは立ち上げて3年目に入っていますけれども、これらをいかに住民に周知していくか、これは、ちょっと今、頭が痛い段階で、いろいろな形で皆さんで苦労している状況であります。

洪水ハザードマップ、これは作成するには、住民の生命と財産を守る姿勢が根底にあれば、最優先して作成していくのが常識だと考えています。利根町も、一応、今月末には各戸に配布するという内容もありましたので、一部安心しておりますが、いかに住民に、ただ配布するだけではなく、やっぱり周知してもらうことが大事だと思います。それらのことを3月の19日、何か自主防災組織を含めた内容で会議されるということですので、その中で十分討論していただきたいなというふう考えております。

以前に小貝川のはんらの影響で、本町も、一時、避難することもあたと聞いております。現在、押付本田付近、スーパー堤防の補強工事という形で計画があり、実行されてきているわけですけれども、住民は安心して暮らせると、そういうような形のものを徹底して指導して、お願いしていきたいなというふう考えております。

それと、近隣の取手市、これは本町と同様に、利根川、小貝川という形で隣接しているわけですけれども、先日、洪水ハザードマップをいかに住民に周知するか、そういうような形の中で、図上におけるヒアリング、講習会、いろいろな形で行われているというよう

に聞いております。利根町においても、そういうような形のものを住民参加でやる考えがあるのかどうか、それらをちょっとお聞きしたいなと思っております。

それと、一昨日、洪水ではないんですけれども、地震ハザードマップ作成という形で、平成21年度に346万余りの予算が計上されております。これらについても、利根町の状況を見れば、大きな地震あれば液状状態になるんじゃないかなという危険な場所であるというふうに聞いております。それらのものをひっくるめて、全体的な住民の安全を考えて、いろいろと指導なり周知徹底をお願いしたいというふうに考えております。

それから、3点目のごみの焼却もしない埋め立てもしないという問題については、ちょっとお話させていただきたいなと思います。

一昨日、若泉議員も質問されておりますごみ処理場及びごみ処理基本計画ということで、質問の中で、いろいろ現時点における問題点、今後の問題点、対応策等について答弁もあり、認識しております。本町も、環境整備基金を取り崩し、元金もなくなっております。今後、財源手当てが一番問題になるだろうという形で、ごみの焼却関係について質問させてもらっているわけです。

本町のごみ処理に関して、龍ヶ崎地方塵芥処理組合負担金、塵芥処理場建設負担金等で約4億3,000万ぐらいかかっていると思います。これは平均です。それから、塵芥収集運搬業務に3,300万ということで、年間約4億6,000万ぐらいかかっているであろうと思います。これ以外にも、一部かかっている費用もあります。これらの金額を見ますと、本町の予算の約1割を占めているわけです。本町の財源を考えれば、第一に改善していく事業だというように思います。速やかな対策を講じていくことも重要だと思います。いかに考えているか、また、その辺をお聞きしたいなと思います。

基本計画の中に、環境に優しい循環型社会の構築、自然との共生を目指す利根が、ごみ処理の基本理念であり、循環型社会をつくる3R推進、これは、利根広報とか答弁の中でも、よく出てきております。これらを効果的であることを十分に理解してもらい、実施していくことが大事であろうというふうに考えております。

本町は以前から住民の理解と協力で、可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源等で分別して実施されているわけです。さらに、生ごみについて分別することが、猫やカラスによって荒らされることが防げると思います。私の今質問しているごみゼロウエーストとは、減量や資源化によってごみをなくす考えであります。町長も答弁していましたが、ごみを発生させない工夫を言います。

ウエーストは英語で廃棄物と言われています。1996年、オーストラリアのキャンベラで始まったごみ対策の考え方で、廃棄されるごみをゼロとする期限を明確に宣言することにより、計画的にごみの削減を進めようとするものです。現在、ニュージーランドや北米の一部の州などに広まっております。地域に適したごみの発生抑制、分別、堆肥化、リユース、リサイクルなどの一般的な施策からアイデアにとんだ試みまで、さまざまな方法が取

り入れられ、ごみの削減だけではなく、環境汚染の削減、雇用の増大、地域の活性化につながってくるものと考えております。ごみの焼却や埋め立てをしない手段として、日本でも、人口2,000数百人ですけれども、徳島県の上勝町、それから、1万4,000人ぐらいの人口である福岡県大木町が導入し、現在、東京の町田市、それから、神奈川県の上野原町などが検討段階に入っていると聞いております。

規模が大きい都市では通用していないという見方もありますが、農業が盛んなことが有利な面もあると思います。ごみゼロウエスト、大きな自治体でも、地区ごとに取り組めば、また、地区間での競争にもなり、全体の動きにつながると思います。自治体や地域などが、何々方式といったそれぞれのやり方で工夫すればいいと思います。住民や自治体だけでなく、容器や残渣など、家庭ごみの排出減となる生産者の努力、協力も必要と考えます。中には合成製品など、リサイクルが難しいものもあります。ごみを完全に無くす、これは難しいと思いますが、生産者がリサイクルを前提にした商品化を願い、各市町村が一体となり、関係省庁や企業に改善要求をしていくことも大事じゃないかなと思います。ごみの減量化につながり、地球温暖化対策にもつながっていきます。行政には、期限つきでゼロを目指す政策を採用することだと思っております。

循環のまちづくりの中核を担うものとして、現在、ごみになっているものを地域資源として生かすこと。二番目に、住民、事業所、行政の役割の分担を見直し、それぞれの責任を果たすこと。三番目に、食、いわゆるエネルギーをできる限り地域で自給すること、四つ目に、自然を大切に、助け合い、汗を流し、何一つ、むだにしない先人の暮らしの知恵に学ぶことも必要であると思っております。これらを考えていけば、バイオマスターの構想の一環にも、つながっていくんじゃないかなというように考えております。

龍ヶ崎市との合併も遠のいた現在、本町が自立していく必要があります。このままだと、現在の処理施設にかかわる費用負担、本町の財源を見れば見るほど、補えない状況だと思っております。それによって、住民に負担をお願いする状況だと理解しております。少しでも費用負担を少なくするためにも、住民の協力を仰ぎ、ごみゼロウエストを目指し実施していく必要があると思っております。また、その場合には、新設処理施設等に対する先行投資、一部では、10億ぐらいじゃないかなという話も聞いております。これらを考えれば、長い目で必ずプラスになるだろうというふうに理解しております。

限られた資源を大量に消費し、一方的に、ごみとして処理する社会のあり方が問われています。便利さやものの豊かさを求める物差しから、子供たちの未来を考え地域環境を守る物差しにかえ、社会のあり方や生活の質を見直すことが必要になっている。大量消費を謳歌し、ごみを出し続け、地球環境を破壊し続けることは、まさしく子供たちや未来世代に対し無責任と言えます。

また、ごみの減量化推進については、まず家庭でできることから取り組んでいくことが大切であると思っております。住民にできることは、生ごみはコンポストや生ごみ処理機を使用

し、家庭菜園等の堆肥にしよう。また、マイバックを持参し、レジ袋を拒否する。さらに、詰めかえ商品の利用等々。それと、現在も推進されております生ごみ処理機は、ちょっと時間がかかり匂いがするという指摘も言われております。これらは、ちょっと改善をお願いすることが必要ではないかなと思います。それと、行政が行うこととしては、企業に対し消費者のニーズに合った梱包を要求する。企業が行うこととしては、ごみの減量化を目的に過剰梱包を減らすなどが考えられるのではないだろうかと思います。

そこで、上勝町とか、大木町、町田市、葉山町なんかも計画され実行に移そうとしている内容については、生ごみの収集方法、利活用、これが第一優先で実行されております。収集方法については、生ごみはバケツコンテナ方式、中身としては、1週間に2回、現在も1週間に2回収集されているわけですが、10から20世帯ごとに設置したバケツコンテナに投入する。家庭では、分別、水切りをした生ごみを直接回収バケツに投入と。バケツコンテナ方式は、ごみの減量化事業として住民の協力を仰ぎます。良好な分別を継続に考え取り組むと同時に、地域住民へのアンケート等も実施して、改善できるのではないだろうかと思っております。事業としては、バケツコンテナによる指定場所への持ち込み、いろいろな形で、先ほども申し上げた先行投資的な形につながっていくということになるわけですが、ひとつ、実行できるものは実行していくという形でご検討お願いしたいなと思います。また、処理方法については、農家や家庭菜園等の堆肥肥料として利用していただければいいかなというように思います。

先日、文小の仲よしランチタイムに参加させていただきました。給食時の残渣を区分して処理されているという形で、今の子供たちも、そういう考え方、徐々に持ち始めてきています。だから、子供たちの将来のことを考えれば、いろいろな形で協力はしていただけるのではないかなと思います。

それらの利活用については、営農組合や個人農家、家庭菜園されている町内の皆さんに利用していただければ、これは多分有料になると思いますけれども、それらのことも考えていただきたいなと思っております。これらを循環することによって、町の活性化につながり、ごみの焼却量が減量し埋立地の延命にもつながっていくというふうに確信しております。生ごみだけではなく、し尿や浄化槽の汚泥と一緒にメタンを発酵させ、液体肥料として、町内の農家の方にも利用していただくこともできるのではないかなというように考えています。これらは、早急に検討していただければ、今、利根町が取り組んでいるごみの減量化にもつながっていくのではないかなというふうに考えています。

そこで、最後に、ちょっとこのごみの問題についてお聞きしますけれども、今、本町が、仮に独立して施設を設置した場合、現在の処理施設や、龍ヶ崎市、河内町との関係について、どのような問題点が発生してくるのか、ちょっとお伺いしたいというふうに考えます。それから、最後の4点目に入ります。

食料製造企業等に農業の参入をという形で質問させていただいているわけですが、

先ほど町長の答弁の中でも、利根町は田んぼが中心で有効利用できないというような形の答弁ありましたけれども、活用によっては、いろいろな方法があると思います。そこで、ちょっと提案といいますか、参考といいますか、というような形のものをお話させていただきたいなと思っております。

本町は、約30年前から、都心に近いこともあり、交通の利便性や豊かな環境をもとにベッドタウン化が進んでおります。人口構想も変わりました。肥沃な土地と豊富な水、恵まれた気候条件のもと、農業の町として発展してきました。農業を取り巻く内外の状況は厳しい、また、農業従事者の高齢化、農業の担い手不足、遊休農地の増加が深刻な課題となっております。農業環境が厳しくなる中、米などの土地利用調整型の農業を軸としながらも、現在、収益性の高いイチゴ、天候に左右されない施設での栽培やすさアスパラなど、高収益性型の農産物の生産が行われております。また、減反による休耕田を利用して、一面に菜の花やヒマワリ等を栽培し、また、これらは観光面にも利用できます。菜の花については、菜種油絞り、町内の学校給食等にも十分利用していただけるのではないかなと思いますし、新たな観光資源につながれると思います。

そこで、農業の参入につきましては、本町の休耕田の利活用として、居酒屋、全国に展開する大手飲料企業、それから食料品製造企業に対し、また、トウモロコシ等、休耕田が使えるかどうか、いろいろ問題ありますけれども、トウモロコシなんかの生産などで畜産産業界で農業参入という形も考えられると思います。これらは、行政と農業者、商工会と、これは一体になってアピールしていかざるを得ないと思います。それらの形の中で、行政として、どのような考え方で進められるかどうか、それらをちょっとお聞きしたいと思います。

現在、テレビ、新聞、いろいろな形の中で報道されております。一つは、芸能プロダクションの農地の借用、地元農家の協力を得て野菜等の栽培、また、農家の魅力をアピールし、栽培後のアースデーマーケットというような形で販売されて、評価が上がっております。それとよく似た、ギャルといいますか、5人の女性が農業改革を起こす目的、これは秋田県大潟の方で米の栽培に取り組んでおります。農業のイメージ改革というような形の動きじゃないかなというふうに思っております。それと、もう一つは、今、都心に出向く若い人たちも、自分たちのお父さん、お母さんがつくった農産品物を、週末、販売協力していこうというような形で、現地にはおりませんが、家族一同で、そういうような形のをアピールしながらやっているというようなことも、ちょっとニュース等で流れております。

利根町として、存在価値も十分生れてくると思います、こういうような形のを考えていけば。だから、今後、利根町行政として、これらのものを検討していく考えあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、最後に、ちょっとお聞きしたいと思います。

第4次利根町総合振興計画3期基本計画に、土地利用ゾーニングの中に農業ゾーンが記載されております。内容は、優良農地の保全及び農地の有効利用に努め、農業生産と同時に、ゆとりや潤いを提供する立場としての役割を果たしていく。これまでの稲作とあわせて収益性の高い農産物への転換など、効率的かつ生産性の高い農業の展開を図っていく。また、野菜や果実など、土に触れ合える農業空間の形成に努めていくことになっていきます。どのように検討され、実施していこうとしているのか。また、農業分野において、農民の意見を反映した地区別将来像についてもうたわれております。その中に、展開が期待されますと閉められているわけです。これは、考えれば人任せのように感じられます。行政が、いずれにしても先頭に立って実施していく必要があると考えます。行政は、どのように検討、実施し、結果を出そうとしているのか、お伺いしたいと思います。

以上で、2回目を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、西村議員の質問にお答えをいたします。

まず、旧利根中の跡地の利活用が進んでいないというようなご指摘でございますけれども、確かに利活用は進んでございませんけれども、その利活用するために必要な事務手続を今、行っているところでございますから、再三、申し上げているように、その辺だけのご理解いただけないと困るというようなことでございます。余りにも、企業が来た、申し込み来た、それに対する、それは内容は何だ、どうなんだじゃなくて、その受け皿としての土地の利用を高めていかななくてはならない、その事務作業を今していると。先ほども細かく申し上げたとおりでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、その後の申し込み企業、新しい企業がという話でございますけれども、先ほど申し上げましたのは、要するに農業に参加する企業の話でございますので、利根中の方の話はございませんので、その辺、お間違いのないように、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、町財源の話にも触れておりましたけれども、大変、企業と申しますか、景気の悪い中での企業、そういった中で、誘致は難しいんじゃないかというお話もされておったようでございますけれども、しかし、景気が悪い、よいにもかかわらず、先ほど申し上げましたように、来てくれるような基盤づくりと申しますか、すぐ稼働できる体制、それが、いわゆる用途変更であり、幅広い土地利用の仕方なんで、その手続をしていると。そこを理解していただかないと先へ進めませんので、ひとつ、その辺はご理解いただきたいと思っております。そのための将来の町財政を考えた中での用途変更、そして、先ほど、ちょっと申し上げましたように、企業立地促進法に基づくと申すところの、いろいろな雇用面をも考えた中での事務手続をさせていただいているところでございます。

それから、ハザードマップの件にも触れておりますけれども、ハザードマップは法的に

義務づけされたから公表するというものでは、私は考えていない。これまでの利根町の洪水等の歴史から見れば、当然、これは、住民の皆様方には、利根町というところは水害と申しますか、そういう自然災害に陥りやすい場所だというようなことは、常日ごろから、そういう心の準備というものが必要だというふうに思っております。さきの小貝川の話も出ましたけれども、小貝川の決壊のときには、町のいろいろな防災計画というものが、まだ定まっておりました。その後、町の総合防災計画と申しますか、それが整備されて、それに基づいて今、ハザードマップ、あるいは崩壊危険場所等、地滑り等々が、その中に織り込まれ指定されているところがございますので、それを町民の皆様方にお知らせしながら、現状はこうであるよというふうなことを認識した上で、やはり自分自身で心の準備をしていただくと、そういう危ないところには近づかないというような心構えが必要だというふうに思っております。

それから、ごみゼロを目指してというようなことでの宣言をするといいますが、これは大変いいことだと思いますけれども、できないことを宣言しても困りますので、今のところはごみゼロの宣言は考えておりません。また、住民に協力を求めるということも、確かに、これは大切なことだと思うんですけれども、私ども役場職員、あるいは皆さん方議員が、果たしてごみとなるものを全く買わなくて生活できるのかどうなのか。その辺も、やっぱり自問しながら、やはり考えていく問題、それから、やっぱり出発しないと、ごみゼロという言葉は出てこないのではないかなというふうに、私、思っております。

例えば今のもを買うにいたしましても、やはりしょうゆを買うにいたしましても、ちゃんと容器に、もう入ってしまっているんです。ですから、それをわざわざ瓶を持って行って、それをあけてくると、そういう行動ができるかどうかです。あるいは、生ものを求めに行ったときに、こちらから皿を持って行って、そこでもって皿に盛りつけて家に持って帰る、そういうことができるかどうか。そういう、やはり自分自身の生活スタイルを変えないと、ごみゼロという言葉は、なかなか使えないと思うんです。ですから、やはり住民が、住民に、というんじゃなくて、我々一人一人の、やはり行動、生活そのものを変えていかないと、このゼロという言葉は、なかなか使えないというふうに、私は理解しているところでございます。

そういった中で、町に何ができるか、あるいは、国において何ができるか、また、企業において、その生産体制の変更等を含めた中でできるかという、また、さらには、国民の意識改革です。生活スタイルをまるっきり変えることですから、変えるということは、今現在、ここまで、そういう形で生活をいかにしようかということで、先へ進んできた結果が、このごみという問題が出てきたわけですから、また、それをもとに戻すことは、なかなかこれは難しいと思うんです。

これは余計な話になるかもしれませんが、日本人の幸福度と申しますか、日本に住んでいて、いかに幸せであるかどうかというのは、これは世界のデータなんかをちょっ

と見ますと、利根町と申しますか、日本は中ぐらいに属しているんです。世界の中には、やはり9割近くの国民が、自分の国は幸せであると、自分がこの国に生れて幸せである、あるいは、幸せと感じているというような国もあるんです。でも、それはありますけれども、それは日本のような世界第2位の経済大国ではないんです。それは、やはり人間の足で歩くといいますが、そういう山合いの国、知っているかも知りませんが、これはブータンという国です。ヒマラヤ山脈のふもとのこの国民は、9割以上が自分の国を幸せだと、いい国だと、そういうふうに理解して生活しているんです。そういう国に戻すことが、果たしてできるか、できないか。そういうことから、やはりこのごみゼロという問題は考えていかななくてはならないのかなと、今、ふと、西村議員の話聞いて考えたところでございます。

それから、農業環境でございますけれども、今後の農業環境は、企業参入をしながら後継者等も含めて考えていかなければならないわけでございます。ひところの農業というのは企業参入というのに対して、大変警戒心と申しますか、持っていたわけでございますけれども、国の農産物の安全への見直しと申しますか、そういったことが国民から求められたために、自国での自給率の向上等を目指した中では、担い手は、やはり企業にも参入していただいた中で、安全性のある食糧を確保しようというようなことでの方向転換が、今に結びついていったのかなというふうに思っております。

3月の28、29だったかと思うんですけれども、利根町におきましても、そういう農業に対する専門家による講習と申しますか、それを公民館の方で開かせていただきまして、少しでも休耕田の利活用を含めた中での農業に対する意欲をお持ちの方、あるいは、退職された人たちが、農業に対して少しでも関心を持っていただければというふうなことでの講習会を開かせていただきまして、利根町における安全安心、あるいは、生産性の高い土地利用を目指していくというふうな考えでありますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 西村重之君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を1時40分からいたします。

午後零時15分休憩

午後1時40分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番通告者、2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 8番通告、2番の高木博文です。私は、大きくは2点、具体的に

は数点について質問いたします。既に同僚議員が質問した事項は、答弁を割愛し簡潔にお答えいただきたいと思えます。

まず、第1の質問です。

私は、12月議会において、国保税滞納による資格証明書の発行問題、すなわち、保険証取り上げに対する問題を子供を中心に取り上げましたが、町長等の答弁は、現行法制度のもとではできないとの答弁でした。私は、その時点においても、政府の姿勢も、また、他の自治体の対応も、子供に対する保険証の取り上げは、極めて慎重に政治的な配慮をもって行われているとの内容で具体的に追求しましたが、前向きな答弁は得られませんでした。ご承知のように、政府は昨年10月の厚生労働省の留意事項通知で、子供について医療の必要性がある場合は、速やかに短期被保険者証を発行するように通知していました。さらに、その後、日本共産党の小池 晃参議院議員が、10月30日付のこの留意事項通知について、1月8日に質問主意書を提出したことを受けて、1月20日の閣議において、質問主意書に対する答弁は閣議で確認をし出すことになっておりますが、この留意事項通達の緊急的な対応としての被保険者証の発行は、世帯主が市町村の窓口において、子供が医療を受ける必要性が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられること、資格証明書は納付相談の機会であることにかんがみ緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかな短期被保険者証の交付に努めることを示しておりました。

そのことを踏まえて、この質問主意書では、1、この留意事項通知は子供に限定されたものなのかどうか。2、医療機関に一時払いが困難との申し出は、保険料は納付できないとの特別な事情と解すべきではないか。3、1年以上の滞納者に対しても、医療中である場合、医療を受ける事情が現に発生しており、医療機関に対する一時払いが困難であるとの申し出があれば、保険証の返還を求めることはできないのではないかなどと、具体的に指摘、質問したのに対し、閣議決定を受けての答弁書は、いずれも、この指摘を受けとめた内容で、1、子供にだけでなく、当該世帯に属する被保険者に対して被保険者証を交付することはできる。2及び3についても、質問どおりの対応で判断すべきと明確に答弁しています。

なお、ちょうど私どもの12月議会に前後する12月4日の参議院厚生労働委員会で、厚生労働省保険局長が、市町村によっては、一律、機械的な適用がなされている、そのことを懸念しているとの発言もありますが、まさに利根町の対応は、これまで一律、機械的であったと言えます。こうした国や国会の動きを受けて、利根町としては今後どのように対応するのかを具体的に伺います。

また、国が定めた制度として、無料低額医療制度なるものが実施されております。これは、無保険者や生活保護基準を少し上回る程度の所得水準の人たちを、たとえ短期的であ

っても救済するものであり、かなり厳しい条件がありますけれども、それなりの役割を果たしております。近隣では、龍ヶ崎市の済生会病院が、その対象になっております。これに対する利根町の理解と、住民への周知、活用状況について伺いたいと思います。

二つ目の質問は、この3月議会でも、冒頭から、7月に予定される町長選挙を想定し、さまざまなやりとりがありますが、私も、今後の利根町のまちづくりについて、極めて大事な意義を持つ町長選挙になるだろうというぐあいに思います。町長を初め立候補を予定する人は、さまざまなまちづくりのお考えをお持ちでしょうが、そのことを前提に、とりあえずは町長に対し質問するものであります。

利根町は、少子化と高齢化が同時に進行するという厳しい条件にあります。少子化率は10%以下、高齢化率は25.1とも25.5とも言われております。当然のことながら、行政ニーズも強まっております。ところが、構造改革路線の振興のもとで、地方自治体の財政は厳しく、逆に住民サービスの切り捨ても余儀なくされています。こうした現実を踏まえつつ、中長期の展望に立ったまちづくりが必要と思われれます。私自身が強く問題意識を持っているのは、少子化問題に対する対応、高齢化に対する町の施策対応、そして、午前中も出ておりましたごみ処理にかかわる費用が、利根町の当初の一般会計予算の1割にも到達しようという状況などなど、非常に具体的な問題が出てきているわけであります。町長は、よく住民と行政との協働を口にされておりますけれども、具体的な動きは、私は、全く見られていないと思っておりますが、町長が言う協働とは、具体的にはどういうことをいうのか、お伺いをしたいと思います。そして、今後のまちづくり、地域づくりの基本を具体的にどう進めているのか、考えているのか伺いたいと思います。

また、少子化が進むもとで、具体的な話になりますけれども、学校の統廃合も進められました。統廃合自体は、学校、クラスを適正規模において、子供たちも、教職員の立場からも、保護者の立場からも、それはそれで積極的な役割を果たしているわけですが、一部、教育環境の改善という面から考えれば、取り残されている部分があります。過日、私たち厚生文教の議員は、学校現場を視察してきました。そこでは、特に布川小において見られることでありますけれども、トイレや給食設備の改善、学童保育面の現状などなど、切実な要求が、学校当局からも、また、私自身も直接見た中で感じております。これらへの具体的な対応をどのようにされるのか、お聞きをしたいというぐあいに思います。

また、まちづくりの問題にも関係するわけであります。午前中、これも討論ありました。利根町の基幹産業と言われる農業の振興に向けて、どのような取り組みを行政として展開されているのかを質問したいと思います。私は、利根町は農業が基幹産業と言っておりますけれども、水稻が、その耕作のほとんどであり、実際は基幹産業としての役割にはなっていない、ほかに産業がないから、やむなく農業を基幹産業と称していると思われれます。実態を把握するために質問いたします。

基盤整備以外の行政としての取り組みを、どのように展開されているのか。参考までに、

具体的に利根町の主要な農産物と生産額、そして、2番目には、農業の担い手の現状と、今後、改善に向けた計画、そして、その到達状況、3番目に、行政と農協との関係、これを具体的な協力協働の事例を上げてご答弁いただきたく、特に利根町が独自で、こういう施策を重視している、頑張っているということについて、お伺いをしたいと思います。

とりあえず、第1回目の質問として、以下の点にお答えいただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、高木議員の質問にお答えをいたします。

初めに、国保税滞納による資格証明書の中で、1月20日の政府の閣議決定を受け、町としての対応というようなことでございますけれども、ちょっと、最初に、お断りしておきますけれども、この閣議決定を即市町村の行政に結びつけるというのは、非常に難しいということも、議員、少しご理解をいただきたいなというふうに思うわけでございます。そうした中で、お答えをしてみたいと思います。

この件に関しましては、まず4月1日から法律改正に沿ったやり方で、中学生以下の子供のいる世帯について、6カ月間の短期被保険証を交付する予定でございます。国の閣議決定では、世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要性が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出があった場合、特別な事情に準ずる状況であることから、市町村の判断によって短期被保険者証の交付を、中学生以下だけでなく、その他の世帯の被保険者に対して交付することができるものとしております。また、国保税の滞納が1年を超えた世帯について、当該世帯に属する者が、糖尿病等、継続した治療を受ける必要が生じており、かつ、医療機関に対して医療一時払いが困難である旨の申し出を行った場合も、特別な事情に準ずる状況とし、被保険者証の返還については、市町村の判断で行うものとしております。

一方、10月30日の留意事項において、資格証明書については、事業の休廃止や病気など特別な事情がないにもかかわらず長期に滞納している方などに、収納対策として行うものであり、また、収納率向上は保険運営上極めて重要でございまして、収納対策の厳正な実施についても触れております。このように、納税されている方がいて保険が運営されております。世帯主からの申し出があった場合、その世帯の特別な事情等について実態を把握した中で、短期の被保険者証の交付をするのかについて判断していきたいと考えます。

現在、納期ごとに、未納の方に通知により督促を行っております。また、滞納世帯につきましては、法に基づく督促を初め、年度末の被保険者証切りかえ時を、触れ合うというか、その者との会う機会、話し合う機会、そういった機会をとらえまして、通知を送り、窓口を交付に行って、世帯の実情に努めているということでございます。

続きまして、無料低額医療制度についてでございますが、無料低額診療事業につきまし

ては、議員おっしゃるとおりに、社会福祉法に定められた事業であるかと思います。病院などの医療機関が実施主体となり、低所得者、要保護者、行路病人、ホームレスなどの生計困難者を対象として、疾病にかかり医療費の支払が困難な場合、その負担能力に応じて医療費を無料または低額な料金で診療する制度であります。実施に当たっては、県への届け出が必要となります。現在、県内では、5カ所の医療機関が届け出を出しておりまして、利根町周辺では、龍ヶ崎済生会病院がこの事業を実施しております。なお、制度の利用相談は、直接病院が対応をしているとのことでございます。

また、住民への周知ということでございますが、この制度の実施主体は県へ届け出た医療機関であること、そして、利用相談窓口も、直接医療機関となっていることなど、医療機関の実情等もございますので、現在のところ、行政から住民への周知予定はしていません。病院内では、掲示板で周知しているとのことでございます。

なお、無料低額診療事業の活用状況でございますが、龍ヶ崎済生会病院へ確認したところ、市町村別の利用状況の把握はしていないとのことでございます。

2番目の質問でございます。

7月に予定される町長選に関連し、今後のまちづくり、地域づくりをどのように具体的に展開するか、これは幾つかの質問をされておりますけれども、この件に関しましては、公職選挙法に抵触すると考えられることから、答弁は差し控えたいと思います。

なお、20年3月に、だれもが明るく笑顔で暮らす元気な町を目指し、第3期基本計画を策定いたしました。これは、平成20年から平成24年までの間のまちづくりを行うためのものがございます。この中で、将来像の達成に向けた五つの施策について推進しておりますので、それをご参考にしていただければと考えます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 質問しますか。

2番（高木博文君） その前に、私の質問に対して一言も答えていないじゃない。この文書で言えば、2番目に、これも含めて公選法に触れるというお話ですか。

議長（岩佐康三君） そういうことです。

質問しますか。

2番（高木博文君） 質問しますよ。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） 私の、この2番目にかかわる質問が、公選法に触れるから答えられないというお話でありましたけれども、私は、別に、これを井原町長を特定して質問しているわけではありません。現在町長である井原町長に対して質問しているわけでありますから、当然、これは答えられるはずであります。その意味では、特に2番目の、この利根町の基幹産業である農業の振興に向けての取り組みについては、これは担当課長ということでも、経済課長でもいいわけですから、当然、誠意を持って、まずは答弁をいただき

たいというぐあいに思います。

しかし、いずれにしても、立った以上は2回目の質問にカウントされるとなるならば、ちょっと最初からやらざるを得なくなりますけれども、こんなおかしな、私は、答弁はないと、あえて、このことには強く抗議をしたいと思います。なぜならば、今までの議員の質問の中身においても、そういったことは再々やられているわけですから、私は、これで、町長が出馬するかしないか、それに関係しての政策を述べなさいということを行ったわけじゃありませんから、ここは、ちょっと勘違いしないでいただきたいということでありませぬ。

まず、第1番目の点でありますけれども、私は率直に申し上げて、利根町の今日におけるこの対応も、確かに閣議決定で国会で答弁した中身そのものがストレートに、この町の行政事務に反映するという事ではないというぐあいに思いますが、やはり国会におけるそういう審議のやりとりを受けながら、利根町でどうしていくのかということを考えるべきでありますし、少なくとも、所管庁である厚生労働省の担当局長等が国会で答弁した事実や、あるいは、具体的にそれを受けて国会でやりとりがあったということであるならば、誠実にこれを住民との接点である自治体が守っていく、これは当然のことではないか。上から来た文書であるとかないとか、これは関係ないのではないのでしょうか。この点については、改めてお答えをいただきたい。

そのことを前提にしても、10月30日付のこの留意通知書が、子供たちについては短期被保険者証、わかりやすく言えば、1カ月更新の被保険者証になるわけです。これは出さないということをおっしゃるわけでありませぬから、この立場に立って、現在、利根町14名の子供が保険証を持っていないという状況になっているわけですから、これは何らかの具体的な手だてを、4月1日を待たずしてやるべきではないかというのが1点。

さらには、そうした子供たちを含む、この滞納している世帯の中において、病院に行く必要がある、しかし、窓口での一時負担金に対応できない、こういう事情があることを想定した場合、この世帯を構成する全員に対して被保険者証を発行してもいいということ、厚生労働省は言っているわけですから、当然、それはそれとして受けとめて、住民の福祉を担う自治体という立場で、当然やるべきではないでしょうか。これは12月議会でも数字を明らかにしましたけれども、利根町の滞納世帯は、全体からしたら、そう高くはないんです。21.3%です、滞納率。そして、滞納を理由にして資格証明書の交付、これは17.4%、そして、保険証を取り上げられている世帯、これは4.1%。県下平均の1.7%以上に非常に高い率だと、滞納率は低いにもかかわらず、保険証を取り上げられている世帯は非常に多いと。本当に、これでいいのかと。

もっと本当に住民の立場を考えるならば、何回も、何回も話し合いをし、働きかけをしながら、そのことに対する国民の受療権、憲法25条は生存権をうたっておりますけれども、その立場において利根町は対応すべきじゃないかと。ましてや短期被保険者証は、先ほど

も言いましたように、1カ月更新ですから、そのたびに、町長も、いみじくも、保険証等の切りかえの時期にという言い方をしているわけなんです。その切りかえの時期に、滞納している分を納めてくださいよと。分割の方法もあります、こういう方法もありますと。これがだめならば、ここの窓口に行って、こういう相談をしてくださいと。そういう指導する関係が、ここでできるということを、わざわざ厚生労働省も言っているわけですから、そういう機会を利根町みずから閉ざして、文書による催告のみ1回で、すぐ保険証取り上げに持っていつているわけなんです。その後も、半年とか1年、その税金を納める期限等ではやっているんでしょうけれども、非常に乱暴なやり方をしていると、やはりそこが問題ではないかということを行っているわけです。

それから、無料低額医療制度、これも確かに制約があるのは、よくよく承知しております。町長にお渡しした資料は、私の方から渡したわけですから、私は、それは先に見ております。そのことは私も承知しておりますけれども、被保険者証何がしか、短期であろうと、まともなやつであろうと、あろうことに加えての現状の所得の水準とか、いろいろな事情等が、これは病院側で審査をし、該当するかどうかで、無料か、低額か、はたまただめだということになるのか、それをやるわけですから、その出発点として短期の被保険者証。これは、相談行為は出発点になって、当然、つながっていくということに思われますから、私は、そのことに対しても、もっともっと住民の立場を考えて実のある対応をしていただきたい。もちろん悪質どうこうという話が、12月議会でも出ました。それらをひっくるめて全部と言いませんけれども、正直言って、行政当局は話し合いすらできていないし、実情を把握していないのではないかというぐあいと思うから、あえてこのことは言いたいと思います。これらについて、今でも、なおかつ、利根町は利根町独自の立場で何らの関心も払わないまま、病院の掲示によるその周知だけにとどめるのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

それから、2番目の、これは町長選と云々というのは、余計なこととして言われるかもしれないけれども、私は、4年に一度、この利根町の方向性を定める大事な場だというぐあいに受けとめております。とにかく、町長は、協働、協働ということを言いますが、この利根町振興計画の作成にわたっても、もとになる部分を、恐らく数字的なものをちょっといじるということと、その間における手続等についても、町が委嘱した委員等を中心としながら、何回かの手続は確かに踏んでいます。そして、地区ごとの、そのことにかかわる話し合いの場を持ったし、地区懇談会もやっております。しかし、地区懇談会に象徴されるように、2日間に分けて4回やったやつの中で、住民の参加は、果たしてどれだけあったのか。一番少ないときには、住民はわずか議員含めて3人しかいなかったという話も、この場に出されているわけです。これで、本当に協働というものがつくれるのかと。

私は、今、利根町、少子化の問題、それから、高齢化の問題、そして、農業を中心とし

てまちづくり、まちおこしをどうやっていくのかという問題、それと、利根町の一般会計予算等に占めるごみの問題等について、中長期的にどういう展望を持って、行政から働きかけをしていきながら、財政的にも、環境問題からも、どう対処していくのか、これがまさに問われている。そのために、どういう向こう4年間、だれでもいいんです。これは、別に、きょうは質問だから、町長に聞いただけの話で、一般論でも結構ですから、そういったことに対して、どうあるべきかと答えていただきたいと思います。

私が、せんだって他の議員と一緒に視察研修させてもらった熊本の氷川町というところでは、本当の意味で、地域づくり、まちづくりが協働でやられていたような印象を受けました。この氷川町というのは、人口は約1万3,000、37の集落に分かれております。そして、集落ごとに、利根町と同じように、自治会といいますが、そのことを支えるコミュニティーがあるのは当然ですけれども、それとは別個に、地域づくり協議会というものを集落ごとにつくり、あわせて、そこから委員を出してもらおう。そして、この集落のさまざまな行事に、町の職員が、2年交代ではありますけれども、複数で参加をしながら、日常的に地域のさまざまな実態を踏まえた要望、意見、そういったものを聞いて、町全体の施策に反映していく。当然、行政の中にも、そういう委員会があるわけですから、そういう中で、振興計画を作成していくと。そして、その振興計画を具体的に実践していく上においては、知恵も、労力も、財政負担も、行政とその地域が一体となって進めていく、やはりこれが本当の協働ではないかと。そういう意味合いからして、町長が描く協働という意味合いは一体どういうことなのか、私は、お聞きしたかったわけでありまして。

2番目の農業問題についても、利根町は口を開けば、基幹産業は農業と言いますけれども、たしか農業の生産高は約13億ぐらいです。この前、視察に行ったときに議長が、町からももらった資料を相手側に説明する際に、私は、そういう数字だったように記憶しておりますけれども、その前に、我々が視察した銚田市においては、これは550億という、そういう大変な額でありました。私どもが、その後、行った薩摩町というところでは、人口は2万5,000です。耕作地面積は利根町の3倍近くあるかと思っておりますけれども、ここの年間の生産高は120何億、とにかく利根町の約10倍だなという感じを受けたんですけれども、やはり基幹産業ということになれば、それだけのウエートを占めるようなものを、行政とか、農協、そして、農業関係者、あわせて県の出先も一体になって、しっかりとやっているわけなんです。

私は、なかなか利根町の場合、そういうものが目につかない、私自身が不勉強だからかもしれないけれども、そういうものは目につかない。それでいて、基幹産業の農業、基幹産業の農業、そして、米以外に目につくものはない。もちろん、ランドロームやヤオコー、わくわく広場等に行ったら、地元の農家から出したいくばくかの野菜あります。私も、よくそれは利用している方ではありますけれども、農協の直売所を含めても、やはり地元の農産物が少ないと。これでは、利根町の基幹産業と言うなら、行政が、農協や農家

と、どうかかわりを持っているのか知りたいというのが当然でないでしょうか。

私は、これは答弁を拒否するという、それを公選法に引っかけてどうこうというのは、非常に卑怯なやり方だと思います。町長が、答弁するのは望ましくないと言うのなら、担当の課長からお答えをいただきたいと思います。

以上をもって、2問目とします。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時11分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、保険証を取り上げられた方が多いとか、あるいは、交付についてという点、細かい点については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

それから、2番目の7月に予定される利根町町長選挙に関連してと、このような質問でございます。これは完全に公選法にかかります。何々選挙であるかをちゃんと認識、これはされている。しかも、将来立候補をしようとする者に対して、あなたは質問しようとしています。これは公選法に引っかかりますから、私はお答えできません。議員も、党として、また、党を支える党员として活躍されている人である一員であれば、この辺は、やはり理解して質問していただかないと、私は困るといようなことでございます。わざわざ私を違反させようとして誘導している質問とは思われませんが、そういうふうにとらざるを得ないといようなことで、これは答弁できません。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、高木議員の質問にお答え申し上げます。

先ほど町長が答えたという件につきましては、国の閣議決定の文書は町の方に届いております。それで、4月1日からの法制度の改正に従いまして、要するに滞納世帯であっても中学生以下の子供の世帯については、6カ月間の短期証明書が3月中までに、4月前までに送付いたします。また、同一世帯である場合、特に緊急性、特別な事情に準ずるような状態であれば、町としても交付するということを決めております。そのためには、一度、来てもらわないと、それがどのぐらいの病状なのか、本当に緊急性あるのかというのは、やはり私たちの方としても、ほかに一生懸命、所得の中で、制限の中で、法律の中で納めていただいている人に対して説明がつかいせんので、来ていただくということござ

います。

あと、短期並びに資格証明を送ってくるということでございますけれども、4月までには、滞納者、要するに保険証が届かないということに世帯はなるわけです。そうすると、保険証が切れたものを持って行って病院にかかるといっても、これはできないので、短期なのか、資格証明なのか、ちゃんと国保に加入していますよということがあるので、4月中までに送るわけです。その前には文書等で、再三、滞納になっていますよと、滞納した場合はこうなりますよと、資格証明とは、こういう理由ですよというの、紙に書いて個別に渡していますし、あと、税務課の方においても、夜でも、電話でも、訪問して、今、国保税払わないとこうなりますよという形ではしていますので、ただ滞納しているから勝手に役場から来たよという話では、全然ありませんので、我々、一生懸命、窓口で交付していますし、説明していますし、文書等でやっていますので、それで、なおかつ、来ない人たちが、どんな所得があるんだかわからないです、実際。

前に、12月の質問では、何百万もあるんだと、その人たちが世帯あるよと、そういう人に対して普通の短期証明書を出すわけにいかないです。それで、厳粛にやるということが、行政にとって当たり前のお話であって、法律に従って厳粛にやるのが、我々行政マンとしての当たり前の処置だと思います。ただ、先ほど言った1月20日の法解釈につきましては尊重しますし、国から、こういうことやっていいうよと。その状況としましても、市町村の判断で行うんだということがありますので、先ほど町長答弁したように、そのことについては真摯に受けとめて、緊急の場合は交付するというところでございます。ですので、納税相談に来ていただける、我々の努力が足りないから来ていただけないんでしょうけれども、それも回数もふやしながら、納税相談に来ていただいて、今の本当に緊急に必要な状況を把握して、それからやりたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） 結果としては3回目の質問になると思いますが、極めて私としては不本意でございます。なぜならば、町長が、我々の前で正式に出馬しますと言ったのは、きょうの時点でのお話でありました。施政方針らしきものを冒頭のあいさつで述べたように、私も記憶しておりますけれども、はっきり述べたのはきょうと。少なくとも、このことの質問が問題であるとするならば、議会事務局に、私は、これをもし出した時点で、やっぱりそういうアドバイスをしていただくのが、これは、私は1年生議員ですから、そのことについては必要であったかと思えます。しかし、私は、これは別に、町長が今答弁者であるから、こういう質問をただけであって、これは今後町長になろうと思う人たちにも受けとめていただきたいと思って、そういう質問をしたわけであります。

したがって、若干質問の中身を変えさせていただきますが、いずれにしても、協働というのは、住民の自覚的な意識を促し、かつ、具体的に知恵も労力も財政負担も含めて、お

互い住みやすい地域づくり、まちづくりを進めていくと。そのためには時間もかかりますし、当然、手続等も非常に煩雑です。しかし、これが何年か後には、しっかりした地方分権の立場に立つ地方自治をつくっていく、そういうことになるのではないかと。そういう意味合いでの、やはり町長に立候補するような人たちは、すべて心していただきたいという思いがあったから質問したわけであります。これに対する直接の答弁がいただけないのは、極めて残念ではありますが、ちょっと具体的な中身で教育長にお聞きをしたいと思えます。

せんだって私どもが、布川小学校の方を訪問しました。議長も一緒でしたけれども、ここで一番重視されたのは、トイレ、あるいは、給食室の関係、それから、学童保育の部屋の関係等でありました。関係する質問、後で出るかもしれませんが、トイレにつきましては、その後、訪問した文小や文間小に比べて格段の差があるという気がいたしました。布川小の場合は、この3校の中では、学校そのものができたのは一番遅いと。しかし、統合したという、その事実の上においては、どうしても、その他、二つの学校の方が優先されて、さまざま配慮が今日されております。

耐震補強工事等、これは、もう当然のことだと思いますけれども、この布川小学校においては、トイレのタイルが一部はげ落ちております。天井も、一部、もう今にも落ちるかなというような部分もありました。そして、トイレの大の方の仕切りは、ペイントははげかかっておりますし、ベニヤも一部破損していると、そういう状況。それに臭気も、ちょっとある、あるいは暗いなどなど、かつてであれば、これで子供たちも我慢できたと思えますけれども、今は、ほとんどの家庭が洋式便所に切りかえられておりますけれども、特に布川小等においては、洋式の便所数も非常に少ない、5個あったら1個。他の文、文間というところにおいては、もっと洋式の比率も高いし、また、実際に、そこを見たらば、ホテルかどこかのトイレと見間違うくらい立派です。私は、これはこれで当たり前、喜ばしいことだと思いますけれども、やはり布川小の子供たちや保護者の立場、あるいは学校関係者の立場を考えるならば、こういったところは、統合後の緊急対策として、ぜひ手をつけていただきたいし、同時に、また、今、今日の不況下において、雇用確保につながるような自治体のさまざまな事業に対し、頑張る自治体応援プログラムなる形とか、ほかに、対象になる部分あるんでしょうけれども、少子化に伴う統合という利根町の実情を踏まえた場合、地場の業者がそこに参画をし、結果として、そこで需要を生み出し人手を雇うというようなことにつながるやつ。理由づけは、どうしても結構ですけれども、やっぱりこういった問題を、もっともっと真剣に取り上げて、進めていただきたいというぐあいに思うところであります。

さらに、給食設備については、ボイラーが一向に蒸気圧上がらないと、だから、朝から早々に準備しても、昼の給食に間に合わないような事態も生ずるということで、緊急に業者を呼んで、いろいろ応急措置をしてこなしているという状況も言われました。これらに

ついても、利根町の優れた自校給食方式をやはり維持していくためにも、必要な手だてをとっていくべきではないかと。もちろん、当初予算では、これらは間に合わないと思いますけれども、私は、やはりぜひ町長みずからも現場を見ていただいて、ぜひこういう問題に対する行政としての対応を考えていただきたいというぐあいに思うところであります。

また、学童保育についても、今、家庭科準備室、家庭科室等を利用していると。結果として、午後の授業等、家庭科室を使う形ではできないというようなことも聞きましたし、また、あるいは、準備室に閉じ込めるということになれば、たしか、これについては児童1人について1.5平米という数値も、ガイドラインですけれども、示されていると思います。恐らく、あそこは40人近く学童保育の利用者おるわけですから、これは、ちょっとそういう基準からしたらば、はみ出しているんじゃないかなと。ならば、あの布川小学校でできないならば、近隣の町の施設、あるいは、布川、東文間という、統合後あいている学校があるわけですから、ここの教室を使って何とかやる。もちろん、そのためには、管理やらなんやらの、いろいろな手だてが必要です。これにつきましても、やはり統合が生み出した一つの結果でありますから、そういうことを踏まえて、応急的なものとして国等に要求していくような形でもって、ぜひ具体的な対応を図っていただきたいということでありま

す。それから、これは経済課長が担当だと思えますけれども、先ほど言いました、この利根町における農業の問題、ここらについて、ちょっと実情をお話いただきたいのと、特に利根町が担い手育成という立場で言えば、どういう問題意識でやっておられるのか、これを教えていただきたいと思えます。ちなみに、このことについては、先に視察した薩摩町が、行政と農協が同じ部屋で、同じく知恵を出し合いながら、関係機関と協力をして一生懸命やっている。そこでは、だから、生産額も高めておりますし、あるいは、担い手育成につながるような事業もやっておりますし、その中間にある現時点における農家のやはり所得の確保や販売ルートの確保や、さまざま一生懸命努力をしている様子がうかがわれました。これも、ちなみに、私は、経済課の方に、その時の資料をお届けしておりますけれども、それらを見て何か思うところあったら、ぜひお答えをいただきたいというぐあいに思いません。

町長が答えてくれないのであるならば、担当課長の方からお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩をいたします。

午後2時25分休憩

午後2時43分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会を開いていただきました結果、議会運営委員長から発言を求められていますので、これを許します。

議会運営委員長五十嵐辰雄君。

〔議会運営委員長五十嵐辰雄君登壇〕

議会運営委員長（五十嵐辰雄君） ただいま休憩中に議会運営委員会を開催いたしました。議会運営委員会には、全委員出席いたしました。

この質問の通告でございますが、これにつきましては、2月26日午前10時から議会運営委員会を開きまして、質問の通告を検討し決定いたしました。高木議員が通告しましたこの2番でございますが、7月に予定される利根町長選に関連して今後のまちづくりについて伺うと、これにつきましては、きょうの午前10時から高橋議員が質問いたしまして、井原町長が7月に予定されます町長選に出馬すると、そういう明確なる答弁がございました。そして、今、高木議員の質問でございますが、これを詳細に検討いたしました。地方自治法並びに公職選挙法等の、いろいろな問題解決の参考資料を見ました。高木議員のおっしゃるのは、これは、議運の中では、公職選挙法に抵触するおそれがあると、そういう決定でございますので、これは、答弁は拒否するのが当然と思います。

以上、報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 今、委員長の報告がありました。

議会運営委員会の決定でございます。ということで、町長の発言が公職選挙法に抵触するおそれがあるということで判断をしておりますので、これは、町長からの答弁は控えさせていただきます。

2番（高木博文君） 町長以外は。

議長（岩佐康三君） この2番の質問に対しては、ほかの課長及び教育長が、例えば発言したとしても、町長が答弁したと同じ結果になってきますので、これは控えさせていただきます。

高木博文君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時から再開いたします。

午後2時47分休憩

午後3時00分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番通告者、5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 9番通告、5番の守谷貞明です。通告順に従って質問いたします。私は、非常備消防と井原町長の選挙公約であった龍ヶ崎市との合併と、それから、財政再建について、大きく三つの項目でお伺いいたします。

まず、1番目、非常備消防についてであります。

昨年末、私の住んでいる羽根野台地区の第7消防分団の方々のご協力をいただき、自治会員約40名が参加して、防火防災の講習会を行いました。消火器を使用して、実際に火を消す体験をしていただきました。これは、いざという時に大変役立つということで、好評でした。その講習会の後、懇談会を開きました。そこで消防団の方たちから、今、団員が不足して高齢化しているので、羽根野台の自治会からも、ぜひ参加してほしいと。特に若い方の参加をお願いしたいとの要請があり、現在、募集していますが、残念ながら参加者は1人もありません。また、私の友人が上曽根地区に住んでいて、上曽根地区や、ほかの地区でも、やはり消防団員が不足して消防団の存在自体が危ぶまれていると聞いています。消防団の幹部や関係者は、団員不足と高齢化の進行は利根町全体の問題であって、一部地区の問題だけではないと、異口同音に言っています。住宅密集地での火災や地震等の災害が発生したときに、最も身近で頼りになるのが地域密着型の消防分団の存在です。町当局では、こうした深刻な状況について、どのように認識しているのか、以下についてお答えください。

1、非常備消防に従事している総団員数は何人ぐらいでしょうか。

2、その年齢構成は、わかる範囲で結構ですが、20代、30代、40代、それ以上というような区分けで、わかりましたらお答えください。

3、利根町には20分団ありますが、常に出動できる態勢にあるのは、幾つぐらいあるのか。全部が出動できる態勢にあるのが一番理想だと思いますが、現実に出動するには最低人員が五、六人必要ですというふうに聞いていますので、どのぐらいあるのか、ちょっと不安に思っていますので、お聞かせください。

4番目、20分団制度を見直し、現状に合った制度に再編する考えがあるのか、ないのか。

5番目、町当局が、現在、考えている具体的な消防団の対応策、制度の見直し等があれば、お聞かせください。

大きな2番目ですが、合併について。

井原町長は、2年以内に龍ヶ崎市との合併を実現することを、最大の選挙公約にして当選されました。しかし、あと4カ月余りで4年の任期となりますが、いまだ実現していません。町長の公約を信じて投票した多くの住民は、信頼を裏切られ失望しています。合併できなかった原因は、すべて龍ヶ崎市側にあるかのごとく、町長は議会で答弁してきましたが、利根町側、特に町長には反省すべき点は全くなかったのですか。

一昨年の12月の議会で、串田市長と公式には3回、合併問題でお会いし、お話をしたと答弁されていますが、2年間でたった3回とは少な過ぎませんか。町長には、何がなんでも合併を実現させる、成功させるんだという強い情熱や一生懸命さが、私には感じられませんでした。残念ながら、宮崎県知事の東国原知事のようなバイタリティーと行動力、そして、財政再建に命懸けで取り組む大阪府の橋下知事のような強い信念とリーダーシップが見られません。龍ヶ崎市側のせいで交渉がスムーズにいかないという言いわけと、事務

的な答弁が多かったと思うのは、私だけでしょうか。

あと4カ月で任期満了となりますが、選挙公約を果たせなかったことについて、どのように感じているのか。一昨日、そして、本日の会議でも、同僚議員が、この責任問題について、町長に、どのように責任を感じているかと質問をしていますが、一切、町長は責任についてお答えしていません。つまり責任を感じていないように思われます。公約違反は明確であります。ですから、町民への責任をどのようにとるのか、その責任についてお聞かせください。

大きな3です。財政再建について。

政治とは結果責任と言われていています。それだけに、リーダーは高い理念と強い信念を持っていなければなりません。町長の公約のもう一つの柱は、財政の健全化、財政再建でした。この面でも、4年近く経過した現在、改善され健全化できたのでしょうか、甚だ疑問です。19年度は、税収不足を補うために財政調整基金から6億3,000万円余りを取り崩し、それでも足りないので、町債2億7,000万、赤字公債を2億7,000万発行、合わせて9億円を補っています。そして、平成20年度でも、財政調整基金から5億3,000万、町債2億1,000万を発行しています。都合7億4,000万です。つまり町当局が作成した集中改革プランや財政健全化プランよりも、毎年、高い目標を達成していると、井原町長が議会で胸を張って答弁している数値が、不十分なものであることを、この赤字公債や財政調整基金を取り崩したということが証明しているわけです。不十分なんです、努力が。

特に人件費については、財政健全化プランで定めている平成20年度の目標額11億8,400万円を達成するどころか、大幅にオーバーし13億280万円、1億1,800万円、目標を上回っています。平成21年度では、目標額11億4,800万円に対して12億6,791万円と、約1億2,000万円オーバーしています。町長が就任して以来4年間、一度も、この人件費については目標を達成していません。財政健全化プランは、一体何のためにあるのでしょうか。だれが作成したのでしょうか。歳出の最大の金額とも言える人件費について、ただの一度も達成されずに、目標として数値を掲げ、絵にかいたもちとなっています。ほとんど改善されていません。

町長が常日ごろ答弁していた改革プランよりも高い削減目標を達成していると言える項目は、維持管理費、事務経費、物品購入費等で、こうした細々したものの削減も大切ですが、一番大口の項目、肝心かなめの人件費、つまり最大のキーポイントが、ご自身でおつくりになった改革の目標額を達成できていません。ですから、行政コストは、相変わらず高どまりで低くならないのです。

井原町長は、先ごろテレビ、ニュースで報道され話題となった、大阪府の人件費削減をめぐる橋下知事と職員組合の深夜に及ぶ大激論をごらんになりましたか。あそこまでやれと私は言いませんが、行政の最高責任者たる者は、強い信念を持ち、時には覚悟を決めることも重要です。このまま井原町長に行政を任せると、財政調整基金は平成22年度でほぼ

底をつき、翌年度から目的別基金を取り崩し赤字町債を発行し続けなければなりません。これは、子供たちや若い世代にツケを回すことになります。

私は昨年の3月の定例議会で、町が作成した集中改革プランや健全化プランどおりに行政運営しても、利根町の財政再建にはつながらない、私がシミュレーションした結果でそのように申しました。そこで、このプランの見直しはしないのですかと質問しました。そのとき町長は、昨年の3月の定例議会では、ことしの秋まで、つまり去年の秋です。見直しし、新たなものをつくと答弁しました。そこで、以下について明確にお答えください。

1、平成19年度と20年度に、財政健全化プランの人件費削減目標を達成できなかった理由と原因は何ですか。

2、職員組合と人件費について話し合ったことがありますか。あれば、何回くらい話し合いを持ったか、お答えください。

3、集中改革プランは、大変理解しにくく、数字が入っておりません。住民が見て理解できるように、年度ごとの目標を項目ごとに数字で示すように改める考えはありますか。

4、集中改革プランと健全化プラン、この見直し案は、いつ完成し、住民や議会に配布できるようになるのでしょうか。

5、去年の秋に見直すと答弁したが、いまだ完成していない理由は何ですか。

6、町長は、財政再建を選挙公約に掲げ、住民に約束したが、ほとんど成果らしいものを上げていない。相変わらずの赤字体質の財政の現状について、どのように感じているのか。また、公約を守れなかったことで、住民への責任をどのようにとるのか、お答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、守谷議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目のご質問の非常備消防についてお答えをいたします。

1点目の非常備消防の総団員数でございますが、本年の1月31日現在で、女性消防団員22名を含め204名でございます。

2点目の年齢構成でございますが、20代が26名、30代が115名、40代が47名、50代が14名、60代が2名の合計204名となっております。

3点目の常に出動できる態勢にある分団数ということでございますが、名称のとおり非常備消防団ですから、火災発生時の状況によって出動できる分団数は変わってまいります。また、現在、名称は第1分団から第20分団までございますが、既に第5分団と第17分団が廃団となっております。平成21年度には、第9分団が第4分団と統合するため、火災等の発生時に出動可能な分団は17個分団になります。

4点目の分団の再編については、現在のところ考えておりません。

5点目の消防団員数の減少に対する具体的な対応策ですが、新人団員の確保に努めることはもちろん、平成21年度中には、消防団員のOBを採用する機能別消防団員制度を取り入れる考えで、現在、事務的作業を進めているところでございます。

機能別消防団員につきまして説明いたしますと、その人の能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のことでございます。現在、町として考えている機能別消防団員は、元利根町消防団員のOBを所属分団長の推薦により入団していただき、火災や災害の発生時のみ消防団員として活動していただくというものでございます。団員の身分については、通常の消防団員と同じく、非常勤の特別職地方公務員でございます。

2番目に、合併についてでございますが、私は、公約といいますが、まず、再三、申し上げましているように、財政破綻を回避しますということで申し上げてきたところでございます。そして、また、その実行をしてきたところでございます。今は、自主財源の確保に向け手続を進めている最中で、ようやく目鼻がついたかなと感じているところでございます。

合併につきましては、利根町からの合併中止、また、欠席などにより、市サイドは合併協議会を解散いたしました。市長は、しかし、2市1町の枠組みは残すと、合併特例債という財源がない今は、お互いに財政の健全化に努力し、将来への基盤づくりとしていこうということによっていただいているところでございます。私も、町民の悲願達成のため、土地利用の強化、また、県、国等の理解を得られるように、今、その手続をしているところでございます。合併は、19年スタートを切れなかったことは、大変苦渋の思いがあります。しかし、市との共通点を見出し話を進め、それが今、財政の健全化に向け、お互いに努力しているところでございます。相手も、利根町が努力しているのかどうなのか、足取りがしっかりしているのかどうなのかということで、よく見ていると思います。町民の皆様方へは、しっかりと将来の持続ある財源確保が可能になるよう努力し、理解を求めていく考えでございます。

次に、3番目の財政再建についてでございますが、議員の質問を聞いていますと、もっともらしいというふうに聞こえますけれども、まだ、私から見れば理解されていないという点がございますので、再度、申し上げたいと思います。

まず、1点目、財政再建プランの人件費削減目標を達成できなかった理由はと、また、原因はということでございますが、財政再建プランは、プランにおける財政収支見通しにおける人件費などの歳入歳出の各項目別の額は、推計額であって、削減目標額を示したものではありません。財政健全化プランにおける財政収支見通しにつきましては、以前にもご説明申し上げましたが、ご理解いただくために、再度、申し上げたいと思います。

私が町長に就任したときに、利根町における財政状況を検証しました。その検証方法として、歳入歳出の各項目において平成17年度決算見込みなどをベースに、人口増減率など、

一定の条件のもと推計したものであります。人件費においても、当時の定員適正化に基づく職員数を削減しながら、定期昇給等を考慮した結果、推計したものでございます。その検証の結果、当時、現状のまま財政運営を続けていった場合に、平成19年度に財政調整基金が底をつくため、財源不足を補うことができず、歳入から歳出を差し引いた収支が赤字に転落してしまうということがわかりました。さらに、平成20年度以降、赤字の額は年々増加する状況にあり、すべての特定目的基金を取り崩して財源不足に充当したといたしましても、赤字の解消にはほど遠く、予算編成ができない状況にありました。この内容を平成17年12月「広報とね」号外により、町民の皆様方にお知らせをしたところでございます。

このような危険な財政構造をいかに脱却し改善していくか、今後の赤字に対する財政の立て直しの具体的な施策を検討し取りまとめたのが、平成17年度から平成21年度までの5カ年における行政改革の具体的な施策を掲げた集中改革プランであります。そこで、平成17年12月に公表した財政収支見通しに、この集中改革プランに掲げてある効果額を織り込んだ普通会計における財政面の立て直し、つまり財政の健全化の方向を示したのが、財政健全化プランでございます。このように、財政健全化プランにおける財政収支見通しは、財政の健全化の方向を示したものであり、その各項目の見通しの額は、推計当時とは歳入歳出とも財政状況が変化しておりますので、決算額と違いが出ていますし、決算額を担保とするものではありませんので、各項目の推計額が削減目標額ではありません。ですから、毎年度、集中改革プランの実績を行政改革の進捗状況ということでお知らせをしておりますが、その中で、財政健全化プランと決算の状況ということで、年度末の基金残高の確保額をお知らせしておりますが、財政健全化プランの効果は、基金残高をどのくらい確保できたかという視点で効果を判断していただきたいと考えて、成果を公表しているところでございます。

平成19年度の基金残高は既にお知らせしておりますが、財政健全化プランの見通し額では25億600万円のところ27億1,600万円を確保することができました。平成20年度決算見込みでは、今回提案している補正予算後の基金残高では、見通し額が20億3,400万円のところ25億7,000万円確保できる見通しでございます。また、人件費の削減目標額における平成19年度決算において集中改革プランの進捗状況をお知らせしているとおり、大幅に削減目標を達成しております。

このように、集中改革プランにおける取り組みにより、基金の取り崩し額は必要最低限に抑制している状況であります。依然として基金の取り崩しによる財政運営をしている状況であります。今後、この財政状況を打開するには歳入確保が重要となりますので、引き続き、歳出削減とあわせ歳入の確保に取り組んでまいりたいと考えております。そのために、再三、再四、申し上げますように、自主財源の確保に向けて用途変更等、幅広い利活用、また、企業立地法に基づく事務手続を今、進めているところであります。

次に、職員組合と人件費について話し合ったことがありますかとのご質問でございます

が、私が就任してから現在までに7回ほど職員組合との話し合いを行いました。その主な内容は、職員給料の減額、時間外勤務手当の削減などを初め、人事給与制度全般にわたるものでございます。

次に、3点目のご質問でございますが、以前にも一部の議員の皆さん方から、集中改革プランが理解しにくいとのご意見をいただきましたが、議員ご指摘の年度ごとの目標を項目ごとに数字で示すように改めたらどうかとのごことでございますが、集中改革プランにつきましては、四つの大きな柱である項目を立て、その項目ごとに施策を掲げ、具体的な施策と、その内容を表現した上で、各年度の取り組み内容を示したものでございます。あわせて、平成17年度から平成21年度までの5カ年間の累計効果額を計上し、歳入歳出の内容に分類し集計した上で、年次の目標効果額を掲げて、24億9,600万円を5カ年間の目標効果額として行政改革に取り組んでいるわけでございます。

この集中改革プランは、一般会計と国保会計など、水道事業会計を除く七つの特別会計を対象としたもので、行政改革の具体的な実施計画を示したものでございます。一方、健全化プランは、一般会計と霊園事業特別会計を含めたものを普通会計と言いますが、この普通会計を対象として、財政調整基金等から繰り入れや臨時財政対策債等の借りに依存している今の財政構造を、いかに改善し脱却していくか、平成18年度から平成22年度までの5カ年間の健全財政化への立て直しの具体的な施策を掲げ、数値目標として示したものが財政健全化プランでございます。集中改革プランは、平成17年度から平成21年度までの5カ年間における行政改革の実施計画でありますので、このプランが終了する平成22年度以降の計画につきましては、新たに策定する必要があると考えております。

4番目、5番目の件でございますが、議員は平成20年3月議会で、集中改革プラン、財政健全化プランの見直しはしないのかとの質問をしています。今回の一般質問の中で、そのときの私の答弁は、平成20年の秋までには見直しし、新たなものをつくと答弁したと議員はおっしゃっておりますけれども、そのとき、私は、現在の集中改革プランの見直し作業に入っているところですよというふうに答弁したところでございます。ですから、平成20年の秋までにつくるとは答弁しておりません。

ここで改めて申し上げます。新たな改革プランの策定期間につきましては、それまでの集中改革プランの実績を検証した上で、平成21年度中に策定する必要があるというふうに考えているところでございます。

6点目等につきましては、第2問目に申し上げたところでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 集中改革プランと健全化プランについての答弁をいただきまして、一応、推計額と目標額の違い、それから、年度計画と、いわゆるアニュアルイヤー、単年度と4年、5年の長期目標との差でということ、その辺については理解しましたが、い

ずれにしても、財政再建については、毎年、まだ赤字が予算編成で出ています。そこで、町債を発行し財政調整基金を取り崩している現状ですので、この点については、具体的な目標を掲げて、ロードマップです。何年までに財政を均衡させるというような、中長期の具体的な目標を住民に指し示すのが、行政の最高指導者としての責任ではないかと、私は考えております。可能ならば、その数字をできるだけ早くつくり上げて、住民に希望を与えるように、その数字を指し示していただきたい。財政再建について、お願いすることです。それが1番目です。

それから、消防活動について質問させていただきました。火災発生時の消火活動で最も大切なことは、これは言うまでもないことですが、初期消火活動であると言われていています。これは当たり前で、大変、そして重要なことです。しかしながら、一昨年、早尾台の住宅火災では、この初期消火に大変問題がありました。

私は、早尾に住んでいる友人から電話連絡をいただいて、火災発生後30分後に現場に駆けつけました。そこで見た光景は、今でも忘れられません。というのは、ほかの地域から駆けつけた消防団の消防車が3台おりました。しかし、放水活動はしていませんでした。消火作業をしていたのは、利根消防署の1台だけでした。そこで、早速、私は地元自治会の方と協力して、そのうちの1台の消防車を早尾台の自治会館の近くにある防火水槽まで誘導しました。そして、その後、懐中電灯を頼りに、自治会の方と何人かで手分けして、駆けずり回って消火栓を探したんですが、暗闇の中で消火栓の標識を探すのが困難で、大変難儀しました。

そこで、後日、総務課の防災担当者と課長に、この経験談をお話して、夜間でも目立つように、蛍光テープを消火栓の支柱に巻いていただくようお願いいたしましたが、あれから、間もなく2年たちますが、何の連絡もありません。最近、区長会で、ニュータウンの消火栓には、この反射テープが巻かれて、町が巻いたと。それから、防火水槽には黄色のペンキを塗ったと聞いていますが、現在、町全体として、どのような対策を考えているのか、お聞かせください。

財政再建について、今度は、ごみ処理にもかかわる質問でございます。

財政再建を困難にしている要因としては、先ほど質問した人件費がありますが、そのほかに、ここ数年来、一般予算の約10%、1割以上を占めるごみ処理にかかわる支出があります。平成21年度では5億9,515万円で、そのうち4億3,132万円が塵芥処理事業の負担金として龍ヶ崎地方塵芥処理組合に支払われています。毎年、巨額の金額が、負担として利根町の財政を圧迫しているわけです。龍ヶ崎地方塵芥処理組合の運営について、この議会で議論することはできませんが、甚だ疑問に思うことがありますので、ごみ処理を担当する町民生活課の高野課長にお伺いいたします。

昨年、私は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合に、幾つかの疑問点について問い合わせをしました。責任者である事務局長の回答を聞き唖然としたのを、まるできのうのごとく鮮明に覚

えております。それは、塵芥処理プラントの入札者、つまりJFE、旧名称の日本鋼管が施設を建設し、その維持管理運営についても、随意契約で、スタート時から現在まで10年以上、一手に行っていると。いわゆる入札落札したプラント建設業者が、随意契約で、その後の維持管理も、すべてずっと随意契約で現在もやっているんだと、ごく当たり前のことですよと、責任者は回答していました。要するにプラント施設の建設業者が、その後、維持管理、保守点検の業務を、すべて随意契約で請け負っているわけです。ということは、競争原理が働かない1社のみでの随意契約ですから、業者の言いなりの値段で契約される可能性が非常に高い。特に、高度な技術的な問題だとか、特殊な知識が必要な見積もりについては、門外漢の者は、これ、高いじゃないか、安いじゃないかというのは、判断がつかないわけです。

一昨年度の維持管理費、塵芥処理組合が払った金額は年間7億8,000万円で、龍ヶ崎市と利根町、河内町の1市2町が、これを応分に負担しています。ここで問題なのは、年に数回定期的に行われる専門的な知識や技術を要する保守点検業務だけをJFEに委託し、その他の一般的な管理運営業務と切り離し、その部分については、一般競争入札を採用するとか、プロパーで作業員を研修して養成するとか、経費節減の努力を一切行っていないことです。そこで、以下について教えていただきたいと思います。

プラントの維持管理費として利根町の負担額は、過去どれくらい支払ってきているのか。これは、この維持管理だけにかかわる金だけです。それがわかりましたら、ここ数年間の分を教えていただきたいと思います。

2番目としては、今後、専門的な知識や技術を要する保守点検業務と一般的な管理運営業務とを切り離し、競争入札を導入して経費の節減をしていただけるように努力してほしいと、龍ヶ崎地方塵芥組合に働きかけることが、利根町のいわゆるごみを担当するセクションから働きかけていくことが可能なかどうか、もし可能ならば、それをぜひやっていただきたいと思いますが、その辺についてお答えください。

議長（岩佐康三君） 守谷議員さんに申し上げますけれども、これは塵芥処理組合関係でございますので、事前通告に入っておりませんので、これは。ちょっと答弁難しいです、これは。

5番（守谷貞明君） そうですか、わかりました。でも、できる範囲で結構です。働きかけが可能なのか、可能でないかだけでも、結構です。

それから、3番目、財政再建のための歳入です。今度は、歳出ではなくて歳入についてお伺いいたします。

利根町の財政が危機的な状況にあることは、我々議員全員の共通認識となっています。そこで、議員の皆さん、さまざまな質問なり、アイデア提案もされていますが、町当局は、集中改革プラン、健全化プラン等を作成し歳出の削減を図ってきましたが、残念ながら、相変わらず税収不足の赤字体質を改善するところには至っていません。財政再建のも

う一つの重要な柱は、歳入の増加を図ることです。そこで、町長は町有地の有効活用を図るということで、短期、中長期にわたり、さまざまな努力をしていますとは言っていますが、具体的な策は示されていません。百年に一度の金融恐慌から日本経済は今、大変な景気の後退、デフレスパイラルの真ただ中にあり、町長が進める企業誘致、町有地の有効活用にかかわる企業誘致は、この経済環境が回復するまでは、当分、望めそうもありません。企業誘致が困難であるという現状について、町長はどのように考えているのか、そして、どのように企業誘致を図るのか、お答えください。

次に、利根町は首都圏に隣接しており、1時間少々の通勤時間で首都圏に通えるベッドタウンとしての位置にあります。山紫水明と申しますか、豊かな自然にも恵まれています。問題もあります。それはJR駅までのアクセスの悪さで、さきの住民意識調査の結果でも、要望の1位が、約70%を超える人々が要望している公共輸送機関の整備拡充でした。そこで、歳入増を図るために公共輸送機関の整備拡充を行い、首都圏で子育てをしている世代を積極的に誘致し新住民をふやすことが、多少時間がかかっても、有効な政策であり町の活性化につながるものと、私は信じています。首都圏で15、16万円から20万円の、聞くところによると、高い家賃で子育てをしている世代がたくさんいるそうです。利根町に来れば、六、七万のローンで一戸建ての家を購入することも可能です。また、豊かな自然と親しみ、家庭菜園を楽しめる等のメリットを住宅情報雑誌にPR広告として掲載し、新住民の獲得を図る。歳出削減という守りの政策だけに全力投入するのではなく、こうした攻めと申しますか、積極的な歳入増につながる政策を実行し、町の活性化を図ることが今、利根町の行政に求められているのではないかと思います。企業誘致が困難な現在、まずは新住民の誘致は重要だと思います。そこで、以下の質問にお答えください。

1、新住民の獲得に積極的に取り組む考えがあるのか、ないのか。

2、そのために、一定の公共輸送機関の整備拡充を図る考えがあるのか、ないのか。

3、住宅雑誌にPR広告を掲載する考えがあるか、ないか。これは、年間計画的にやっても、500万円以下で数誌に出せるということでございます。

4、もえぎ野台までのバスの延伸を業者と話し合い、路線延伸に伴う費用の一部負担、補助金を出す考えがあるか、ないか。このことについては、私は、毎年、必ず聞いております。答えは、ほとんど消極的でノーという答えで、もえぎ野台は公共輸送機関のない、大変、住宅地としては立派なんです。アクセスのない住宅地になってしまっています。なかなか、そして、新住民があそこに集まりません。現状は、そうなっています。

3、財政再建と町長の指導力についてお伺いいたします。

昨年、地方競馬場外馬券売り場の誘致について、財政再建のためには必要だ、いや、さまざまな障害が予想され、しかも、財政再建の切り札にはならないなど、住民の意見が大きく割れましたが、結局、住民の多数の意見として議会で誘致反対の議決がなされました。賛成派、反対派、ともに町の将来を思って真剣に議論した結果であると思います。

一昨日、この議会での答弁で町長は、住民の皆様とともに利根町の再生のために邁進していくとの趣旨の発言をし、そして、きょう、2期目への出馬を正式に宣言しました。しかし、地方競馬場外馬券売り場誘致について町長のとった態度には、大変、私は問題があったと思っています。

住民説明会を開催すると、議会で何度も町長は答弁しましたが、行政主催の説明会は一度も開かれませんでした。その結果、住民には、地方場外馬券売り場を運営する企業の公式な情報は知らされず、協力金の正式な金額も提示されないまま賛否の論戦が闘われ、住民は大混乱しました。この混乱の原因は、すべて町長にあります。このような町長に、さらなる4年を託して大丈夫なのか、私は大変不安で心配でもあります。そこで、以下の質問にお答えください。

住民説明会を一度も開催せず、住民に正確な情報を伝えなかった理由は何なのか。

2、町長は誘致に関して、賛成なのか否かの意思表示を一切しませんでした。それによって、住民をいたずらに混乱させるとは思いませんでしたか。また、明確な意思表示をしなかった理由は何ですか。

3、町長は、誘致賛成派の中心的な複数の議員と住民の会と称する会の代表の3人と、頻りに町長室で会談しており、また、町長の言動をよく分析すると誘致賛成、それもかなり積極的な賛成論者であったのではないかなど、私も含めて多くの住民は思っています。そこで、町長は、本心としてお伺いしたいのですが、誘致をしたかったのか、そうでなかったのか。もしお答えできるならば、お答えいただきたい。

昨年5月25日に、住民の会と称する一部の住民と賛成派の議員の主催による地方競馬場外馬券売り場誘致についての賛否を論ずる公開討論会が開催されました。これは、ある意味では、いいことだと思っています。だが、なぜ行政当局主催の公式な討論会を開催しなかったのか、なぜ民間の方々や議員の方々に公開討論会を任せて、自分たち行政は何もしなかったのか。その辺についても、お答えください。

さらに、5番目、旧利根中跡地については、先ほど西村議員の質問について、町長、お答えしていましたが、県と国に土地利用の高度化についての申請をし、その審議をいただいて認可していただくという手続を踏むということですが、町の財政再建について真剣に考えるならば、この土地の利活用というのは非常に重要な問題であります。そこで、この認可が、どのぐらいの期間でおりるのか、これによって町の財政再建にもかかわることだと思いますので、町長は、この利活用の県役人による認可が、あとどのぐらいでおりるのか、その見通しについてある程度の予測をしていなければ、町の財政再建に取り組む上で大きな支障となるとと思いますが、その見通しについてお聞かせください。

以上、いずれにしても、この場外馬券をめぐる一連のさまざまな出来事や混乱をもたらした原因は、行政の最高責任者が、その責任を放棄し何もしなかったことに起因していると、私は思っております。リーダーは、住民に対して明確なビジョンをわかりやすく示す

必要があります。場外馬券売り場に関しては、賛成ならば、なぜ賛成なのか、必要なのか、また、反対なら、なぜ反対なのか、いらぬのか、これをリーダーとして示す必要があります。これがリーダーの責務です。最後まで、意思表示は残念ながらありませんでした。要するに、井原町長はリーダーとしての資質に欠けると言われても仕方ありません。この問題に関して、私は、そう思っております。そのような人物が、私は、きょう、それから一昨日と、町長選に出馬宣言をしたことについて、非常に驚きを持っています。驚きを禁じ得ないというのが現状です。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、守谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、何年までに赤字解消になるか、これは財政問題なんですけれども、住民に示せというようなことでございます。私どもは、何年までにということを示したいんですけれども、今、その手続中だと、再三、申し上げているとおりでございます。利根中の跡地にしてみれば、町内の土地利用を今、幅広い利用をするために、いろいろな手続をしていると、再三、申し上げてきているところでございますので、ご理解をいただくしかありません。

消防の件に関しては、総務課長から答弁させます。

それから、そのほかの一部事務組合、ごみ処理場等、云々について、JR云々と、これは通告にございませんので、また、まして一部事務組合に関することには答弁できません。そういうことで、ご理解いただきたいと思っております。

それから、もえぎ野台のバスへの補助金云々、これは、再三、守谷議員も説明しておりますけれども、現在では、補助金を出す気はありません。

それから、旧利根中跡地利用についての議論について、私が意思表示をしないというふうな点でございますけれども、その件について、リーダーの資格なしというようなことで今おっしゃられましたけれども、地方競馬を誘致する、誘致しないで、私がリーダーを發揮する意義がないです。住民の請願が出されているんです。住民の請願が出されているときに、行政の首長が何て言えばいいんですか。要するに請願は、住民からの請願なんです。それを処理するのは、住民から選ばれている皆さん方なんです。守谷議員、あなた方なんです。皆さんが、早く、この議場の場で議論し、賛成か、反対か、やってくれたらいいじゃないですか。別に、それが、この場でもって決まらないから、住民に、もう一回、その振り出しに戻そうとしたのかもしれないけれども、そういうことに対して、首長は口出しは出せません、はっきり。よく考えてみてください。それは、だれが処理するのか、どこで議論をするのか、そういう根本的なことを何か理解していないような感じがいたしますので、それをよく理解していただきますようお願いしたいと思います。

とにかく、行財政というか、将来の町の自主財源の確保については、今、いろいろと先

ほど申し上げましたように、県のお力添えを得ながら、また、国のご承認をいただきながら、用途変更とあわせて、企業立地推進法に基づく両面から利根町の町内の土地利用を高めている、今、まだ、それが承認されていない、手続の段階なんです。そういうことでご理解いただくしかありません。それが、手続が済んで初めて、利根町が外部に向かってPRをしていくと。大変景気が悪い中ではございますけれども、どういう企業が申し込みがあるだろうが、すぐ受け入れられる態勢は、こういうふうに国や県の同意を得ながら、ご協力を得ながら、その手続をとっておかなければだめだということ、できないということ。利根中の跡地について、地方競馬が云々、馬券場云々、それはいいでしょうよ。財政の将来の財政への議論としては、それは、私はできます。しかし、それは、受け入れて、それを可能にするかどうかというの、これはできません。まず、土地利用を高めなくてはならないと、再三、今までも申し上げてきたとおりなんで、ひとつ、その辺をよくご理解いただくしかございませんので、今後とも、私としては、自主財源の確保に向けて努力してまいるところでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 早尾台火災後の町の防火対策ということでございますが、早尾台の火災があった後、議員がお見えになって、それで、標識の向きが悪い、目立たないといったご指摘、ご提言いただいたのは、今でも、よく覚えております。ただその後、早尾台の自治会長さん、それから、あと、防災担当者の方かな、3名ぐらい、何度もお見えになりまして、いろいろ話し合ったところ、消火栓を早急に設置してほしいというようなことで、私としましても、そのとき、できる限りの努力はしますというようなお約束をしてございます。

それで、早尾台、大火があったからといって、早尾台だけに集中して防火施設を設置するわけにもいきませんので、町全体をもう一度見直ししまして、ご存じのように、平成19年度、それから20年度、消火栓、それから、給水装置の設置工事等を実施したところでございます。早尾台につきましては、新規で消火栓が、この2年間で8基設置しました。一度に全部できればいいんですけども、どうしても財政的なものがございますので、そのほかにも、交通標識の新設とか、そういったものも早尾台の自治会からはご要望出ておりまして、そちらの方は設置した経過がございます。

また、ニュータウンの方の標識、それから、防火水槽のふたのペンキ塗りですか、こういったものは自治会の方から要望がありまして、町としても、いろいろな要望ございますので、各地区からの要望、優先順位をつけまして、それも実施しているところでございますので、早尾台の標識につきましても、今後、その中で検討して、直せるものは直していきたいと考えているところでございます。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

2回目の質問の中で、町長が答えなかった点、もう一度言いますので、よく聞いてください。

新住民の獲得に積極的に、今後、取り組む考えがあるのか、ないのか。そのために、一定の公共輸送機関の整備拡充を図る考えがあるのか、ないのか。住宅雑誌にPR等を掲載する考えがあるか、ないか。さらに、場外馬券売り場については、なぜ住民説明会を一度も開けなかったのか、その理由について。それについてお答えください。

それから、消防関係については、私が質問した中で大切なのは、いいですか、夜間、ほかの地域の消防団が、ある地域に入ったときに、地図の中では頭に消火栓の位置が入っていたとしても、現場に着いたときにわからない、現実に消火活動が行われていなかったということで、私が言っているのは銭がかからないんです。消火栓に反射テープ巻いてくださいと言っているんです。なぜ、それを。私、2年前にお願いしているんです。まだ、それができていない。ニュータウンだけ、区長から要求があったからやりましたと、それは確かに、それはいいでしょうけれども、これは町にある消火栓すべてにテープ巻くだけです、反射テープを。これはなぜかというと、懐中電灯で探すときに、ほとんど不可能なんです。探すのが難しいんです。あれが、ピカッと光ってくれば、一発でわかるんです。ですから、ぜひやってくれというふうに、僕は要望しているわけです。それについてのお答えをください。

以上です。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 新住民の確保に向けて、努力するか、しないかというようなことですが、議員もご指摘のように、第4次利根町総合振興計画第3期計画の中での町民に明るいまちづくりという項目がありますけれども、その中に将来の指標といたしまして、平成32年度までの将来人口をおおむね1万8,000人とする、そういう目標を掲げて、この第3期計画を策定したわけでありますから、新住民の確保に向けては、残念ながら努力はしないというようなことですが、

それから、住民説明、これは馬券売り場の件の住民説明会だと思うんですけども、もう過去の話になってしまったんですけども、ですから、再三申し上げましているように、住民へ説明するというよりも、住民からの請願が上がってきたんです。請願というのご存じですよ。これは日本国憲法にもある、上位法にあるやつですね。ですから、その時点で、私が、地方競馬を持ってくるか、持ってこないかの議論を住民に説明する必要はなくなったわけです。ですから、その時点で、私はやらないということです。

以上です。

5番（守谷貞明君） 説明責任を果たしていない。

まだありますよ。一定の公共輸送機関の整備拡充する考えがあるか、ないか。住宅雑誌にPR広告を載せる考えがあるか、ないか。これについて答えてもらいたい。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

今の件は、町長、先ほど答弁していますから、それで終わりです。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 防火施設に対する標識への反射テープを巻いてということなんですが、自治会とよくご相談しまして、巻いてもいいというようなことになれば、巻いていきたいと、このように考えます。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を4時15分からといたします。

午後4時03分休憩

午後4時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番通告者、1番能登百合子君。

〔1番能登百合子君登壇〕

1番（能登百合子君） 10番通告、1番能登百合子でございます。午前中、午後と白熱した議論のやりとりの中で、皆さん大変お疲れのことと思いますけれども、私で最後ですので、あとしばらく眠らないでいてください。

私は、子供たちを取り巻く諸問題について1点、そのことに関して、二、三、質問させていただきます。

さきの12月の定例会で、だれもが明るく笑顔で暮らすまちづくり実現のための具体策をお尋ねしました。それについて、町長から、5本の柱と事業を中心に答弁をいただきました。今定例会、冒頭、予算概要説明の中でも、豊かな心と創造性あふれるまちづくりに、教育はまちづくりの基本と位置づけられました。個々の事業の中から、児童福祉に限定してとは、とても語れない部分で、あくまでも大まかに、大きくくりで子供たちを取り巻く諸問題の中からということで、まず一つ、児童クラブについて、また、放課後子ども教室についてお聞きします。

先ほど、答弁はできませんでしたが、高木議員からも質問がありましたが、学童保育に関しても、部屋の確保等、実施の小学校各3校には大きな差があります。実際、文教委員会で視察してきて、自分の目で見てきたときに、その違いが、すごく格差があるということをしっかりと見てまいりました。文小、文間小、それぞれのところでは、大変、教室の広さも十分ありますけれども、こちらの方の布川小学校に関して言いますと、狭く

て大丈夫なのかなというのがあります。

そして、また、放課後子ども教室については、以前、文小に限った対象児童ということを一町対象にということで、広報で募集をしていましたけれども、もうすぐ新学期を迎える今、どのような状況にあるのか、それもお聞かせください。

次に、実力テスト公開についてということですが、実力テストというのは、正式には全国学力学習状況調査というらしいんですけれども、その結果の公表について伺います。

19年12月定例会で、子供たちの学力低下が言われているが、利根町の状況はいかがかという質問をいたしました。それに対し、19年度実施の二つの学力テストの結果、ほぼ全国の正答率、県の正答率を上回っているとのお答えでした。そして、詳しいデータは非公開とのことでした。その全国学力調査の結果なんですけれども、大阪府、鳥取県、秋田県など、公開をなさないとか、検討をした結果、今回は見送りますだとか、あるいは、もう公開しましたとか、いろいろ大きな話題となっております。このテストが43年ぶりに費用をかけて実施をされたということには、それなりの調査の大きな目的があったのことと思うんですけれども、その結果を公開することに関して、公開することによるプラスは、どこにどのようなことがあるのか、また、公開はできませんという場合のマイナス部分はどこにあるのか、それらのことをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、能登議員の質問に答弁をいたします。

私の方から、児童クラブについてご答弁申し上げます。

利根町の児童クラブの現状でございますが、小学校の統合によりまして、現在、すべての小学校で実施しております。2月1日現在の児童登録数は、布川小学校30名、文小学校16名、文間小学校19名、合計65名となっております。また、平成20年4月1日より、クラブの開級時の延長を行いまして、通常は学校授業終了時から6時30分まで、学校授業休業日は午前8時から午後6時30分まで、児童クラブを実施しているところでございます。さらに、今年4月からは、保護者の就労形態の多様化を踏まえて、月のうち2日、土曜日の開級を行うべく準備を行っているところでございます。以上のように、児童クラブは共働きや家庭の子育て支援施策として、より安心に利用しやすく、また、児童の健全育成に適した環境づくりを進めているというところでございます。

それで、ちょっと細かい数字なんですけれども申し上げますと、21年2月1日現在の入級児童数、ちょっと各学校別に申し上げたいと思えます。布川小学校が、1年が10名、2年が15名、3年が3名、4年が2名の30名です。それから、文小学校が、1年が5名、2年が9名、3年が2名、4年はありません。その16名です。文間小学校につきましては、1年が

11名、2年が3名、3年が4名、4年が1名の19名です。合計いたしますと65になるかと思えます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） お答えいたします。

放課後子ども教室の現況についてですが、現在、文小学校において実施しております。現在、子ども教室には5名ほど在籍していますが、昨年9月に町の広報紙によって教室入級の募集を行いました。そして、結果として2名の入級希望がございました。新年度は7名により実施できるものと思っております。また、これからふえるということもございますので、現在は7名ということで考えております。

主な活動としては、学習アドバイザーによる勉強やスポーツ、文化活動等の指導を行っています。特に家庭学習の宿題や英語教育にも、力を入れて指導をしております。施設設備については、旧利根中学校よりグランドピアノを移動しまして、音楽教育等も行ってあります。また、テレビや掃除機を購入して、環境整備も整えておるところでございます。コーディネーターによりまして、児童クラブとの連携も図り、放課後子どもプランとしての活動も進めているところです。また、地域ボランティアや生涯学習で応募しております触れ合い学習バンクの中から、講師として参加していただきました書道、美術等も、進めておるところでございます。また、植物や鳥の観察、図書館、歴史館訪問など、現地に出かけた体験活動を行いました学習にも生かしております。レクリエーションとして、囲碁、将棋等も行ってあります。また、安全管理人によりまして、校内校外での見守りをいただいております。現在のところ事故の報告等はございません。管理面でも注意を払っているところでございます。

次に、2点目の学力テストの公開についてお答えします。

学力テストにつきましては、現在、各学校で実施しております単元テストとか期末テストや中間テスト等がございます。そのほか、平成19年度第4回の定例議会でお答えしたとおり、県教育委員会と、それから、県の教育研究会が主催する学力診断のためのテスト等があります。このテストの目的は、児童生徒一人一人の学力の実態を把握しまして、確かな学力の施策に役立てるものであります。問題点や改善点を洗い出し、授業の改善に役立てております。これは茨城県独自のものでございます。

次に、先ほど質問にございました全国学力学習状況調査ということでございますが、これは国の実施要領に従って実施しております。目的は三つございます。一つには、国が全国的な義務教育の機会均等と、その水準の維持向上のため、児童生徒の学習状況を把握、分析する。二つには、教育委員会、学校が、全国的な状況との関係に、どうなっているかと。それから、三つに、各学校が児童生徒の学力を把握して、指導に役立てるということ

です。

全国学力学習状況調査の公表については、国の実施要領そのものが、過激な競争や序列化につながらないようにしてほしいとっております。つまり、実施要領の配慮事項の中に、本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的参加主体であることにかんがみ、市町村教育委員会は、各校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないとあります。現在、茨城県内44市町村の公表状況ですが、市町村全体の分析結果の保護者や住民に対する公表については、平均正答率を含めて公表したところはありません。市町村間や学校間の過激な競争、序列化につながる弊害を考えてのことと思います。このような状況ですので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、全国学力学習状況調査のプラス面、マイナス面というようなご質問ですが、これについては、かなり答弁が長くなるんですが、よろしいでしょうか。

それでは、全国学力学習状況調査の公表についての私の考えをお答えしたいと思います。

この国の方の施策として、約70億の予算をかけての学習状況調査の結果という、私の方には、その結果がすべて届いておるわけですが、この全国学力学習状況調査を機に授業改善に努力を重ねている姿は、とてもよいことであるなと思えます。この学力調査を生かす地道な学校の営みが、何よりも大切であると思えます。しかしながら、全国学力学習調査に関して、ややマスコミの関心が平均正答率等の公表に限られて、いささか寂しい感じもしています。要は、子供たちの学校改善に役立てるというわけですが、その公表の形が、いろいろあるわけがございます。今、問われているのは、平均正答率を、つまり点数を公表しなさいと言っているのか、子供たちの学習状況を文字として、文章として表現するのか、いろいろな形があると思うんです。テストの中身を見ますと、6年生の国語と算数、それから、中学3年生、国語と数学の学習の状況ですが、そのほかに、生活の実態調査、あるいは、学習意識調査等があります。これをどこまで、何を公表するのかということでございます。

近隣の公表の様子をお話しますと、取手市については公表ということをやっていますが、その中身は、文章表現をするという形です。それから、牛久市、これは子供の生活調査を、ピックアップした幾つかの項目を数値でもって公表しています。このように、近隣あるいは全国的な状況においては、平均正答率を公表しているところはありません。やはり過度な競争、序列化につながるおそれがあるからと思えます。利根町においては、平成20年度の第3回定例会で、中野敬江司議員さんにお答えした学校評価の中に、全国学力学習状況や、それから、体力面も含めた学校評価として、地域の方々への公表として共有化を図って、開かれた学校を目指しているところでございます。

それから、また、問題点なんですが、公表が望ましくないとされる点についてお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、この調査の主体は、あくまでも国の実施要領に従ってお

ります。利根町では、中学校が1校、小学校が3校に統合されました。仮に小学校の平均正答率を公表した場合、小学校は特定されません。中学校は1校しかありませんので、中学校そのものが、数字が一人歩きをしかねないような状況にあります。公表によって競争意識を高め、学力の向上を図るといったご意見もあります。しかし、単に点数のみに意識が向けられますと、教師や子供たちへの圧力となるということを心配しております。

また、小学校においては、平均正答率を高めるために、一昨日、特別支援教育についてお話ししましたが、そのような特別支援教育のLD、いわゆる学習障害を持った子供たちもいるわけです。そういった子供たちや、つまずきのある子供たちへの配慮をおろそかにする危険性もあります。また、点数を公表して競争させるということは、極端な場合、実態として学力の高い子、低い子の二極化もありますので、下位の子供たちは、ちょっとつらい気持ちになるのではないかなと、十分考慮する必要があると思います。また、教師たちも、平均正答率の向上のみを考えますと、大変疲弊してしまうのではないかなと心配します。

あるいは、実際にあったことですが、東京都独自の学力テスト問題での公表時に関して、正答率を上げるために学校長が実際に答えを教えて、机をトントンとやりながら答えを教えたとか、そういった問題も実際に起きております。それから、そのほか、テストの時間を伸ばすと、本当に下位の児童生徒の点数を抜かすとか、それはないとは思いますがそれでも、例えばそういうようになって、いわゆる正しい学力調査ができなくなるおそれがあるのではないかなと考えております。

国では、大変、結果公表をめぐる問題で、文部科学省の専門会議を開きまして、都道府県教育委員会が市町村別、学校別の成績を公表しないということについては、今後も維持していくというような見解を示しているところでございます。

それでは、プラス面についても、少し話をしたいと思います。

全国学力学習調査にかけた費用は、先ほどお話ししたとおり、利根町一般会計をはるかに上回る約70億の予算と聞いております。このようなテストを、お金をかけたものを十分活用しないことはございません。そこで、学力調査の活用について、ちょっとお話をさせていただきますが、今回の調査により測定できるのは、学力の特定の一部でありまして、学校における教育活動の一側面に過ぎません。学校教育においては、学習指導要領で目指す生きる力をバランスよくはぐくむことが重要です。調査結果で明らかになった成果や課題の改善に、また、教育委員会においては、各学校における意欲的な改善の支援に活用することが大切であると考えております。また、教師が授業を生徒の学習状況からとらえることは、授業を振りかえる、また、授業改善に結びつける上で重要であると考えております。

調査については、先ほども話しましたように、小学校6年生と中学校3年生で実施しております。教科は国語と算数、数学と、そのほかに、生活環境や学習環境等に質問調査と

なっています。教科に関する調査については、知識、技能の定着を図る知識に関する問題、それと、知識、技能の実生活のさまざまな場面に活用する問題となっています。教育委員会としては、各学校に対しては利根町の分析結果を教科の平均正答率を含めて知らせております。

各学校においては、まず、一人一人の調査の個人票を配布しております。その中には、例えば利根中学校での保護者への公表について、利根中学校の平均正答率は全国の正答率とほぼ同じか上回っていましたなどと、大まかに知らせています。また、質問紙用紙集計結果からは、家庭学習の重要性なども読み取れます。多少、家庭学習等の取り組みが少し弱いかなというふうなことが、結果から読み取れました。そのような参考となる事項も、少し記述して公表してあります。各教科についての分析を学校で共通理解を図りまして、今後の指導に生かしております。利根中学校では、学習の手引きを作成し、家庭学習にも生かせるように指導しているところです。小学校の方にも、実は、実体を分析し、各学校への指導改善を促し、さらに、授業の研修なども進めているところでございます。

特に、全国学力学習状況調査の茨城県の状況結果について、算数、数学が、少し全国よりも弱いというようなことがございました。ことしは、算数、数学プロジェクト訪問と称しまして、県や町の指導主事を交えまして、複数回、学校訪問を布川小学校と文間小学校で行ってきたところでございます。来年度につきましては、利根中学校と文小学校を算数訪問という形で予定しております。それから、また、県では、学習改善プランとして、県全体の課題を把握して、その改善を図る具体的な指導方法や評価、問題などを検討し、まとめてあります。これを受けまして、各学校の課題、指導法の改善、授業への取り組みなど、実践したものを教育委員会に上げていただき、県教育委員会に報告しております。

このように、大変、全国学力学習状況調査を通して、いろいろなものに活用させています。そういったプラス面もございます。

以上でよろしいですか。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君。

1番（能登百合子君） 学童保育に関しまして、人数の部分では、布川小学校は30名、文小は16名、文間小学校は19名ということです。文小と文間小におきましては、1教室全部使って、この人数でやっておりますので、ゆとりも十分ありますけれども、布川小に関しましては、お話に出ましたように、家庭科室を使っておりますので、小学校の学校視察に行ったときにも、午後に時間をとれない。何ていうんですか、このごろ言葉がすぐ出てこなくて困るんですけれども、時間割を組むのに午後組むのができなくて、結構大変なんですというお話を聞きました。

この間、その小学校を視察に行きまして、それで、そのときに、大体、家庭科室を使うのは高学年ですので、それで、学童に関して言いますと低学年がほとんどなんで、もしも

のことがあってはいけないので、それで、いろいろな機材の入れてある、食器の入っているような戸棚に、もしぶつかったりなんかしても、けがすることがないようにフィルムが張ってあるんですよという、現実に張ってありました。学校側としては、そのように十分できることはやっけていただいていると思います。それから、延長保育した部分、あるいは、土曜日に働く形態にあわせて、土曜日も月2回した部分と、そういう部分では前向きにやっけていただいていると思うんですけども、それ以前の問題で、とにかく、狭い教室の中に30人からの子供を一つところに置いてというのでは、世話をするボランティアの方、それぞれ大変な思いをしていらっしゃると思うんです。

今、スタートした時点では、それは仕方のないことということでスタートしているんですけども、やはりそこにいる子だけ、そこに通う親だけだと、多分、そんなに、物すごく感じるということはないかもしれませんが、実際に、文間小学校を見たり、文小を見たりした場合に、いかに布川小が大変な状況で行われているかということは、同じ子供たちなわけですし、同じ時期、そういう学童保育を過ごす時期というのは同じなわけですから、その時期に、やはり少しでもいい状況にしてあげるように、そういう気持ちを持っていただきたいなというふうに思うわけです。その気持ちを持って、何か工夫はできないか。ほかの施設を使うことはできないか。

先ほど放課後子ども教室については、こういうことをしていますということで、囲碁、将棋から含めて、宿題を含め、ピアノもなにもという形で、至れり尽くせりでやっけて、で、何も、そういうふうに全部、私たちも、そういうふうに同じにしてくれということを行っているわけではなくて、それはその状況ですけども、それに遠く離れた状況の悪い部分を少しでも引き上げるように、その努力はしなくてはいけないんじゃないかと、そういうことを考えなくてはいけないんじゃないかということをお聞きしたいわけですし、さっきのトイレの問題にしてもそうなんですけれども、そのトイレだけ見ていたら、こんなもんかと。確かにひどいんです。確かにひどいんですけども、こんなもんかで済むかもしれませんが、ほかを比べて見れば、何もあそこまでやっけてくれとは言わないけれども、せめてこれを何とかしてほしいという、これは当然のことだと思うんです。それについて、何とか、今回すぐにどうこうということではないとしましても、少なくとも、こういう方向で検討していきます、こういう方向で考えてみますというようなお答えがいただけないものかなというふうに思って質問しているわけです。

それから、学力テストの結果についてですけども、これは小学校6年生の国語、算数、中学校の国語、数学、その部分の点数の要するに平均正答率という問題がありますけれども、きのう、利根中学校卒業式で131人の卒業生が巣立っていきました。そのときに、小学校6年間、中学校3年間、9年間の義務教育が終わって、皆さん、これから先を見つめて進んでいくんですよというお話がありましたけれども、やっぱり義務教育というのは、その時点、その時点で、少なくとも生きていくための一番大事な部分、ここだけはどうし

ても外せないという部分を、生きていくためにつけてあげなくてはいけないという、そういうものを行っているわけで、そのテストの目的の中に、全国均等に義務教育が行われているか、同じようにちゃんと理解をされているか、子供たちがどこにいても同じように、義務教育で同じように受けられるかどうかという、そういう部分が当然入っていると思うんです。

それからいくと、差があっては本来いけないわけですし、そのために、こういう問題、テストも全国的に全部、全国的にやっていることでも、私個人的には、私たちのあれでいうと、平均点という方がすごくわかりやすいんですけども、平均を超えているということは、100点もあれば0点もあるという、全員のその中で平均点を超えているということ、そのこと自体は、すごい自慢していいんじゃないかと私自身は思います。

そういう中で、じゃあ、そのテストをすることの意味がどこにあるかといえば、わからなかったり、理解できなかったりすることがあった場合に、どこがわからないのか、どこに重点を当ててしっかり教えればいいのか、そういうもとを探るためのテストだというふうに考えますと、確かにマスコミで公表したりなにしてという点では、点数の部分だけに何かすごく関心があって、その数字だけが一人歩きするという、その危険性というのはすごくわかるんですけども、点数だけじゃなくて、どこまでが理解できているかという部分を探る部分と、あと、もう一つ、例えば1日テレビを見続けている子供の成績というのは、やっぱり余りよくないんですとか、おとついの会田議員の質問にもありましたけれども、携帯でメール打ちまくって、夜中も携帯を使っているような、そういう状況の子は、やっぱり学習意欲がないんだとか、その生活習慣部分も物すごく重要な部分であって、そのことも含めたテスト、学力テストという学力だけのテストではなくて、いかに子供たちに将来必要となるものの基礎をつけてやる、学力をつけてやるか。

大事な部分はしっかりと教えてやらなくてはいけない、家庭学習もつけなくてはいけないという、そういうことからいくと、公表する方に点数にこだわりがあれば、当然、公表の仕方、そういうふうになりますし、受け取る方は、その意図で受け取りますけれども、一番大事なことは、その点数どうこうということよりも、これをいかに役立てていくかということが重要なんですということは、今、例えば利根町の子供たちがどういう状況にあるか。きょう、県立発表ですかね。そういう中で、すごくいい状況に子供たちが進んで行けるかどうかということは、親も含めて知っておいた方がいいんじゃないかと。ただ、ただ、その点数の競争をするという意味ではなくて、今現在は、こういう状況で、こういうところが、ちょっとあれでいくと、数学が弱いような話でした。新聞発表とかのあれでいくと、国語は、みんな好きだと答えているんだけど、数学は、どうも苦手意識があるというようなことで、その苦手意識を、苦手だと思っているうちは力は伸びていきませんが、こんなふうにおもしろいんだなということがわかるような授業になれば、力はぐんぐん伸びていくと思います。

だから、発表する方にも、点数が一人歩きをするから、マイナス点がこういうところがあるんですという部分も、当然ありますけれども、それは大人の方の問題であって、学校の序列がどうか、何がどうかということにつなげる方が間違っているんだと思うんです。あくまでも、これは子供の学力をはかるためのものなんで、有効に使っていきたい。どうやったら一番有効に使えるか。それこそ70億の費用がむだにならないように、やってよかった、これだけ子供たちが向上したというものを、みんなが感じられるような公表の仕方というものはないのかなというようなことも考えております。

ただし、先ほど教育長からお話ありましたように、不正をしてまで点数を上げるような、それは本来、教育じゃないわけで、教育する立場の人たちが、そういうことをするなんていうことは論外でして、教育に携わる人たちが、まず、その辺のところをしっかりと思っていたらいいというふうに思います。それで、上手に利用していただければと思いますし、公表することによってプラスになる部分があれば、その点数だけの発表ではなくて、牛久にしましても、取手にしましても、その点数どうこうということで発表しているわけではないと思います。だから、そういう公表の仕方というのもありますし、役に立つように公表をしていただくという方向も、考えていただいていた方がいいのではないかなと思います。

学童保育の件です。

改善はしていただいています。親の方の希望も受け入れていただいています。学校側も、それなりの配慮をしています。でも、明らかに、こんなに差があるんですかというのは、頭で思っている部分と自分の目で確かめてくる部分とでは、かなり違いますので、担当の方、実際にごらんになってみて、比べてみて、言うのも、もっともだなというふうにご理解いただきまして、少しでもいい方向に考え、じゃあ、こういう方向で考えられるかなと、こういう方法はないかなというふうに、知恵を絞っていただきたいと思うんですけれども、その辺のところをもう一度お聞きしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、能登議員のご質問にお答えいたします。

初めに、放課後子ども教室と児童クラブにつきましては、基本的に設置目的が違いますので、児童クラブにつきましては、あくまでも、両親がご家庭にいない児童の居場所づくりということでございます。先ほど教育長も言いましたように、文小におきましては、子ども教室と連携をとっていきたいと考えております。

それから、実際、布川小学校につきましては、現在、余裕教室がないということで、家庭科室を利用して実施しているところでございます。本当に、専用教室ではないということで不便な点はございますが、家庭科室備品の管理の徹底と安全対策を十分に行った上で共用させていただいております。先ほど、ガラスのフィルム、あるいは、テーブルの角のクッション等、健康福祉課の方の職員が行って張ってきております。そういったところで、

安全面につきましては、課の方でも、しっかりとやっていきたいと考えております。

それから、また、布川小につきましては、指導員を3名配置してございます。人数も30人ということで多いんですが、ガイドラインによりますと2名の指導員が必要ということですが、そういうことで、布川小につきましては3名の指導員の配置をしてございます。それから、これは平成21年度なんですけど、指導員の賃金につきましても、近隣の市町村と比較して若干低いということでしたので、これも引き上げる予定でございます。

現在のところ、児童につきましては、けがや事故等もなく、面積的には通常の教室よりも広いということございまして、先ほどガイドラインで1人当たりの平米数1.65平米ということで換算しますと、あそこは平米数でいくと約60人というようなことでございます。

ご指摘のように、専用教室を確保して児童クラブ実施できることが理想であることは、十分承知しております。ただ現在、布川小学校の校舎内で余裕教室を確保することは、現時点では困難ということではありますが、将来的に余裕教室が確保できる可能性、あるいは、町の財政状況等を考慮して、施設を設置するとかということに関しては、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 本日の会議時間は、議事日程が終了しないため、延長いたします。教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 続いて、ご質問にお答えしたいと思います。

今、能登議員さんの方からお話があった、全くそのとおりかなと思います。特に指導法の改善については、先ほどから申し上げているとおり、いろいろな形を通して、今後も続けていきたいということを思っております。ただ点数のみにとらわれた平均正答率のみの公表は、やはりほかの市町村と同様に、今後も控えたいと思います。しかしながら、先ほど能登議員からもお話があった、学習意欲や生活環境の分析の結果から、普段の生活と学力の、その関係が深いことが示されております。示されましたそれぞれの学校の課題となる生活状況について、学校便り等でお知らせをしております。

文部科学省の学習状況の結果を分析しましたところ、学力の高い子供ほど学習習慣が身についていた。また、家庭でのコミュニケーションなども、学力に影響しているということが判明しております。私なりに資料を、利根町の状況を全国との差が5ポイント以上の項目について調べてみています。このようなものについては、ご家庭での生活状況が、非常に、学力と関係があるということ公表してもよいのかなと思います。

一昨日お答えした携帯メールの問題ですが、携帯で通話、メールをしていますかというのが、茨城県では8.0、全国では11.8、本町では16.3%です。ほぼ毎日と言っております。ですから、こういう問題も、このような生活状況に関係するところは、公表していっ

てもいいのなかというふうに思います。それから、家の人と普段朝食を一緒に食べていますかというようなことも、ややポイントに差が、低いような状況です。ただ全国からも大変高いような状況、例えば国語の勉強は大切だと思いかとか、算数は好きですかというようなことで、それぞれ、高いところ、低いところ、たくさんございます。食事のときテレビを見ているかなんてというような質問に対しても、やや低い面とか、そういったような町でも分析をしております。

それから、また、各学校においても、例えば布川小学校では、学力学習状況調査の結果から、お知らせということで、こういうふうなお知らせを出しております。

本校児童における課題となる4項目についてお知らせします。布川小学校で4項目ほどということで、家の人と普段朝食を食べていますかというような。それから、学校に持っていく物を毎日その日の朝に確かめていますか。それから、三つ目、毎日、同じくらいの時刻に寝ていますかと。それから、四つ目、家で計画を立てて勉強をしていますかというような。これがやや低いというようなことで、ぜひこの毎日の生活習慣が、子供たちの学力の基礎となるものでございます。学校では、授業改善を通して学習習慣の確立や学力の向上に努めます。ご家庭でも、学習の際、子供たちへの励ましや声かけをして、家庭学習の習慣づけをお願いしますというような、こういうようお願いを各学校からしておるところでございます。

大切なことは、本当に、調査結果から明らかになった課題をいかに改善するかということでございます。また、先ほどから何回も申し上げておりますが、学校評価の公表にあわせて、学力、生活を含めて公表し、地域との共有をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君。

1番（能登百合子君） 学童保育につきましても、放課後子ども教室が学童とは違うんですよというところは十分わかっておりますけれども、学童保育につきましても、あるいは、その学力テストの結果につきましても、子供たちのために、子供たちがいかに幸せに生きていけるかということのために、大人は全部力を注いでやらなくてはいけないと思います。本当に、子供は社会の宝だと思っていますので、その宝を育てるためには、地域も、家庭も、学校も、全部一つになって、いかに子供たちを楽しく幸せに暮らしていけるように守っていけるかということに、各自努力をしなくてはいけないということを思って、私は質問を終わりにいたします。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問が終わりました。

以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第2、議案第30号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第

6号)を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番(若泉昌寿君) ちょっと私の勉強不足なもので、ちょっと改めて企画財政課長に質問したいと思います。

今回の補正は、まさしく民生で国庫補助金、並びに総務国庫補助金、こういうことでございますけれども、私の聞きたいことは二つありまして、例えば総務国庫補助金、これに対して3億4,326万9,000円、これが国庫補助金として来ますよね。それに対して、これが収入です。今度は、支出の方をちょっと見ますと、一般管理費で補正額が2億7,192万4,000円、これは、まさしく定額給付金の金額なんですよね。それで、ここで一般財源といたしまして三角で1,507万8,000円ですか、これが事務費の金額なんですよね。以前に、この事務費の金額、予算として上げられていたのかなとは思いますが、その辺の確認。上げられていれば、ここで、この1,507万8,000円、これはわかりますけれども、その辺をひとつ。

それと、今回の給付金に關しましての1,507万8,000円の事務費の内訳、ちょっとわかりましたらお願いしたいと思います。

以上です。

議長(岩佐康三君) 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長(秋山幸男君) それでは、お答え申し上げます。

今回の歳入は、ただいま議員からご指摘があったとおり、総務費国庫補助金の節の4の地域活性化生活対策臨時交付金で5,626万7,000円、それと、節5で定額給付金給付事業補助金ということで、事務費の1,507万8,000円と、それから、事業費補助の2億7,192万4,000円と合わせて3億4,326万9,000円でございます。

歳出の方でございますが、今回の事業費の分のみ2億7,192万4,000円計上いたしました。財源内訳のところの1,507万8,000円につきましては、第5号の補正予算、議決いただきました補正予算の、お手元にお持ちでしたら、ごらんいただきたいと思うんですけれども、補正予算の14ページに、定額給付金事業ということで、歳出で1,507万8,000円を計上してございます。

内訳でございますけれども、時間外手当が50万円、それから、臨時の方を雇い入れます賃金が、今、町の決まりは時給800円でございますので、それで、5.5時間の勤務で6カ月分を計上いたしました。それが55万9,000円。需用費としまして消耗品、これは事務用品ということで10万円。

それから、12番の役務費でございますが、通信運搬費は郵便の郵送料が主なものでござ

います。当初、書留で、書留ですと、受け取った、受け取らないということではっきりしますので、よくこういうものですと届かないとかという苦情が多かったので、多いことを想定しまして書留で送ることを考えたんですけれども、今、この予算上は書留で送るということで計上しました。6,700件と書留の料金ということになります。手数料につきましては、口座振替手数料でございます。これは原則口座振替ということでしたので、銀行さんのその手数料。国の方は、今回の給付金事業については、手数料の分は見ますというような通知が出回っております、その分を見込んでおります。この手数料については、3万円以上と3万円以下の金額も違いますし、他行に送金する場合と同じ本支店に送金する場合は違いますので、設定するのが非常に困難だったんですけれども、6,700件掛けるその手数料、銀行さんの方と相談しまして、1件当たり630円で見させていただきます。

それから、13番の委託料で、こちらが551万5,000円ということで、電算処理の委託料、それから、事務員さんを派遣いただくということで、6カ月分見込んでございます。

それと、14番の方で、事務処理を行うためのパソコン、それから、プリンター、それと、申請いただいた申請書にバーコードの方を振ってありますので、そのバーコードを読んで間違いなく申請いただいたものを確認していくということで、そういうバーコードリーダー等をお借りするというので44万1,000円、これ、6カ月間です。それと、工事代ということで、電話を増設するしかございませんので、電話を2本増設する分で5万円ということで、合わせて1,507万8,000円を計上してございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす3月12日から3月22日までの11日間は、特別委員会審査及び議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、3月12日から3月22日までは、予算審査特別委員会及び議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本定例議会最終日の3月23日月曜日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後5時14分散会